

33
393

祭天古俗說辨義
宮地嚴夫著

014062-000-6

33-393

祭天古俗說辨義

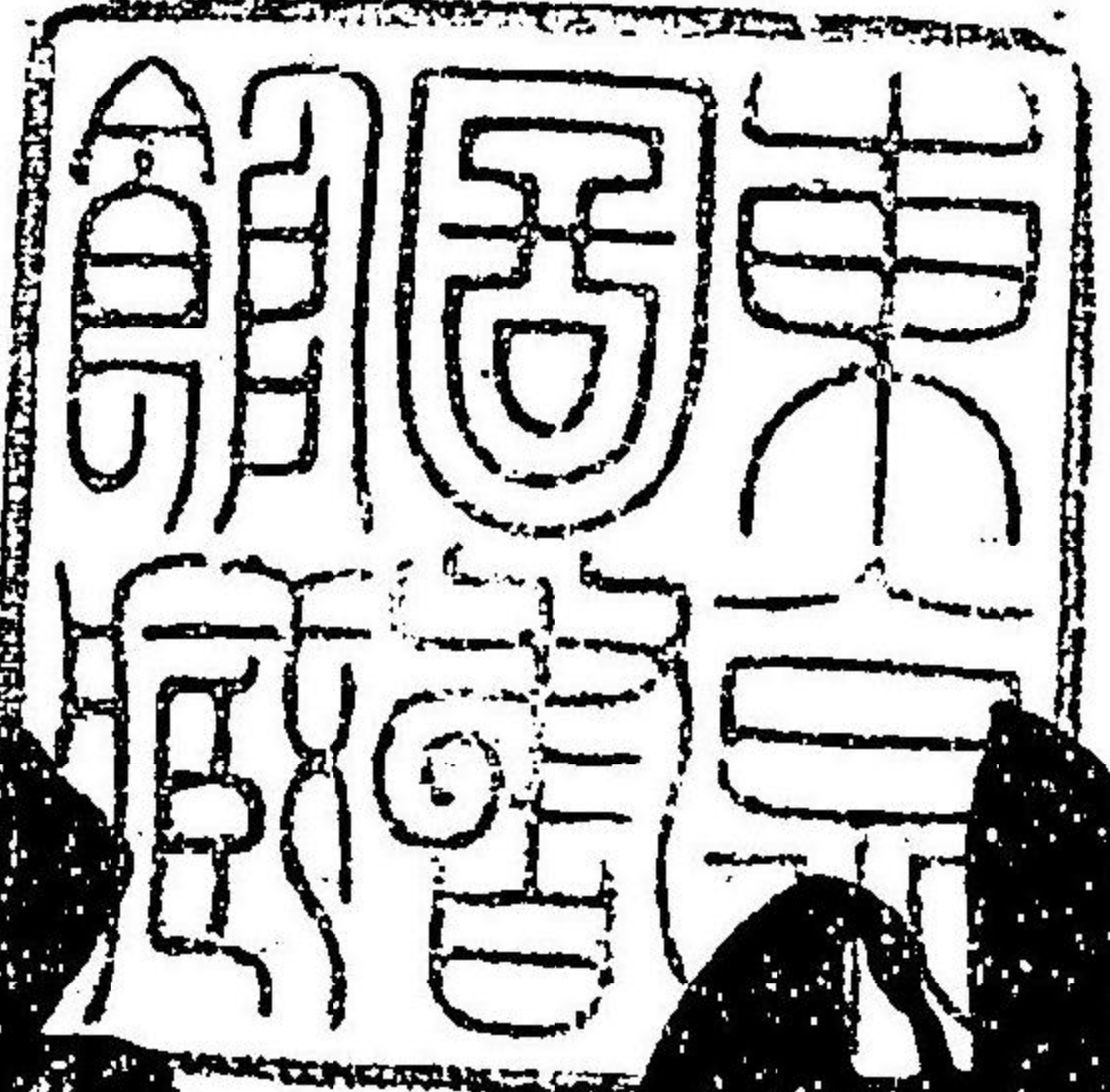
宮地 嚴夫/著

M25

ABB-0318



128/25



33-393

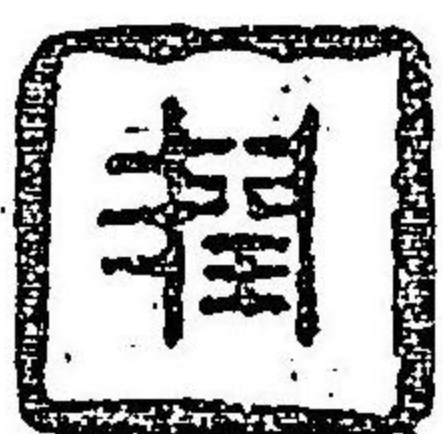
舞臺

裁紙



明治壬辰夏六月

細川瀧次郎題



唯我



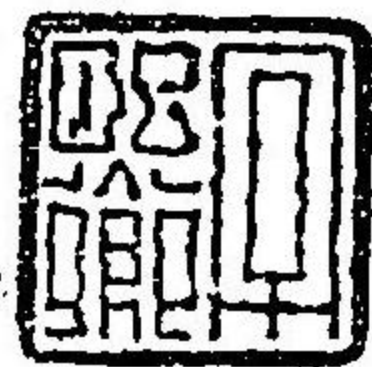
殺氣



明

園

通
禧
鎮



明治壬辰仲夏
久元題詞

序

開闢以來。生民之衆。逆臣國賊。蓋不爲鮮矣。然其最者。或欲以皇家之末流。當日嗣。或欲因聖恩之優渥。私皇位也。至皇室之神聖。則識之矣。且一人營慾。罪止於其身。天誅一至。日月可懼焉。今則有幸天憲之寬裕。濫信妄想。構邪說。筆之於書。以煽世者。如此則害皇室之神聖。毀國體之尊嚴者。異邦人爲之。猶不可

容。况於皇朝臣民。世浴聖恩。而其身出入修史之府。其行儀範乎天下者爲之乎。嗚呼其播惡於衆。貽毒於後世之罪。孰與一人覬覦非望者。國家之變事。豈有大乎此者乎哉。宜與天下筆誅之。至後世莫復一人信此言者而止也。友人宮地君大有所憂。爲之辨義。痛駁其妄。嚴責其罪。雷電一震。冥暗忽破矣。使讀者釋然而覺。慨然而興焉。一編之文字。所繫蓋大矣哉。梓而行

之。允不得止也。而余之忘不敏。而爲此言。亦不得止也。

明治二十五年仲夏

西澤之助識

祭天古俗説辨義

宮地嚴夫著



近世我國家の論説の中には、彌出て彌奇怪を極むる者、往々尠からず、其は我國に生れ
 き、我正史に種々の異説を試み、或は攷々として既に確定せ
 らしめむとし、又は汲々として、我皇室を海外より渡來せら
 れ、或は勉めて我固有の風儀を冷評して、殆ど之れを野蠻の如
 く説きたり、又は我國史の文意を矯て、昭々たる古代の事蹟を抹殺し去らむとするの
 類、實に枚擧に遑あらず、中には一種の偏見、一時の戯言として、放棄し置くも、さのみ害
 にも成まじく、思はるゝものも無に非ずと雖も、多くは我國家の組織を破壊し、皇室の
 尊嚴を毀損し、禍害を千歳に遺し、不幸を將來に招く、むとする事なるは、抑何等の怪事
 ぞや、凡人情の常として、我美事榮譽を重むじ、我幸福安寧を貴ばざる者は無るべし、其
 美事榮譽の重むすべく、幸福安寧の貴ふべきは、必しも其自己一身に止まらずして、其

家其國に對するも亦之れと同一あれば、其家族たり國民たるものが、其家其國の爲に、之れを貴重し之れを保護せんとするは、他の示教を待すして、其本情に固より具有すること、是亦論無き所ならむ、然るに、右の異説家が、我國臣民と生れながら、我貴重すべき國史に、忌憚なく、異説を試み、敢て顧みざるのみならず、却て自得して意氣揚々たるは、其目的那點に在る歟、吾人をして之を知るに苦ましむる所なり、是に於て熟々按ずるに、此の如き異説家は、假りに一種特別なる性情を稟て生れ出たるものにして、彼常人が天然に具有する良心より出る、尊内卑外の情は、所謂偏信の私情を免かれざるものと認て、之を擯け、却て、普通の人情にては、最も忌むべく且耻べき、自己の失体汚點を深く搜索して、之れを世に公にし、真正に公明正大なるは、即ち斯の如しと信じてたる、一種の人なりとせむか、さり逆は、國家の歴史に啄を容るゝよりも、先自己の履歷に就て、吾は何歳の時には、斯の如きの不束を働きたり、何年の頃には、云々の失策を爲したりと、充分に、我身の今日まで經歷せし汚點失体を數へ立て、之れを公衆に示し、次には、自家の系譜に就て、我家の祖先の中には、斯の如き功績を記し、又た何代目には、云々の美事有りと載せられたれども、隣家の系圖に其事を記さざれば、此は全く無實の事ならむ、又

我家の先代中には、斯の如き長壽の人有り、又我家は、斯の如く長久ある年序を経たりと書たれども、他家の記録に其例を見されば、此も亦無根の事ならむと、尊内卑内を主として、他門外姓の家系記録を根據と爲し、若し其文に合ざる事は、我家牒系譜の如きは、其文を矯ても彼に合せ、成る限り、自己自家の失体汚點を數多くして、先之を世に公にし、然る後國家の事を喋々し出すべき順序なるに、彼等未だ曾て此の如き事無きのみならず、却て自己の名譽幸福の爲には、他を妨害するは勿論、我國家を毀損するをも顧みざるを以て見れば、一種特性の人として、見る可からざるなり、然らば如何あるものとせむか、吾人は爰に三の疑ひあり、其一は此等の異説家は、方今百事更新の時運に際し、上には言路を洞開せられ、下には言論の自由を主張する折柄にて、大抵の事は、何を云ふも、他より之れを咎むるもの無きを奇貨とし、時風に諂ひ、新奇を好む人情に投して、異論を唱へ、奇説を吐き、以て博識家とか、卓見家とか云ふ、自己の名譽を貪り、榮利を營まむと欲する俗情に蔽はれて、遂に良心を晦まし、我國家の大事をも、打忘れたるの結果爰に至りたるものなり、其二には、此等の異説家は、畢竟無神論と云ふ、又は有無不可識論とか、若くは獨一神論とかを信するものにして、之を主張せむとするに、我國家

は、元來神國とも稱する程の國なれば、其組織禮典悉く有神を以て、成立有るを遺憾に思ひて、之を打破せむとするの意に出で、遂に爰に至りたるか、其三には、此等の異説家は當時其籍の本邦に在るにも拘はらず、實は韓地か、若くは支那等より、歸化し來れる人種にて、表面には、此國の臣民たるも、暗々裏に、其本國に盡すの情ありて、此の如きに至りたるか、免に角、一種異なる之れが原因たるもの無かる可からず、如何となれば、何の目的も無きに、我國家に於て、我國民の最も貴重し、最も保護すべき歴史を、自ら種々の非難し、以て内外人の信を薄くせむことを、是れ勉むるの理無ければなり、然れども、又他の一方より之れを見ては、此等の異説家は、或は自ら思はむ、我歴史には、紀年に就き、事蹟に就き、云々の疑ひ有り、然るに、往古の鎖國時代とは事變りて、今日にては、歴史を讀むも、必ず學理に依らざるを得ざる時代となりたれば、我若し之れを云はざらむと欲するも、彼海外人は、何を憚りてか云はざらむ、然れば、海外人に云はれむよりや、寧我自ら之れを云ふに如ざらむ、且我太古の記事たる、極めて奇妙不可思議にして、今日の人情に適せざれば、人多くは之れを讀ず、如し常理に適する事に解なさむには、と深く思ひ違ふ慮るの餘り覺えず爰に及びたるにて、毫も國家を毀損するの意なきのみ

ならず、却て國家を思ふの衷情に發したりとあさむとするか、若し然らむには、彼等其自己が、我歴史に對する意見を、充分に陳述して、何を密に之れを我皇室に建議し、若くは請願して、其訂正を請ひ奉らざる是れ臣子たるの道に非ずや、然るに、彼等事爰に出ずして、好むで我正史を非難し、多くは外國の書籍を根據となして、之れが異説を捏造するのみならず、剩へ其外籍に合ざるものは、却て我國史の文を矯ても、彼に牽強附會し、一の妄説を捏出し得れば、如何にも高慢らしく、或は之れを新聞に掲げ、又は之れを雜誌に載せ、以て天下の公衆に示し、公然内外人をして種々に之れを批評せしめ、其雷同者即ち我國史を蔑如し、併せて我國家の組織を輕侮するもの有るを見て、満足するものゝ如し、何を其主客本末を、轉倒するの甚しきや、實に獅子身中の蟲と云はざる可からず、此の如きの行爲有るをも、猶之れを國家を思ふの衷情より發したりと云ふことを得るか、吾人は決めて之れを許さざるのみならず、凡臣民たるものゝ、其道を失ふこと、是より甚しきは、無きものとす、扱は此等の異説家の目的は、那點に在るか、吾人は彌々疑ふ前の三者に出ざることを、若し彼等にして、其目的とする所、今云ふ如きに在りとせむか、實に國家の大罪人たるを免かれざるべし、元來彼等は、我國史を何と見た

るか、忝くも本邦建國以來、今日に至るまで、吾人が祖宗の古今一日の如く、奉戴する所の皇室の御記録、國家の正史に非ずや、而して地を替て考へみよ、吾人等同輩の中と雖も、何の事も無きに、汝の家の記録は妄誕あり、系譜は虚談あり、此事は無限なり、彼の件は無實なりと、妄りに之れを撥き、以て世に喋々せば、誰か默許して、之れを放棄し置も、おらむや、必ず之れを辨し、之れを駁し、以て其罪を責め、勤めて自己の完全なるを保護するならむ、既に其誹議の我家系記録に及ぶを待す、今吾人が斯の如く論ずるを見ては、此異説家を以て指摘せられたる感觸有るものは、必ず言を設け、辞を飾り、或は遁辞を造り、又は非を理に托げても、之れを辨し返して、自己を道理に背かざる者とし、之れを完全の地に置かむことを欲するならむ、是れ前にも云へる如く、人類普通の本情にして、此羈絆を脱せむ事は、求めて得らるべきものに非ず、是を以て凡人類の此世にある、此の本情を推て交際すれば、爰に始めて世道全く、天下國家も之れに依て、安泰なるを得べし、果して然らば、同輩相際あひまはるすら猶斯の如し、況むや臣民の皇室に對し奉るをや、而して之れを誹議する、其誹議或は事實を得るもの有りとせむか、無道は無道ちがひなりと雖も、猶聊か恕すべき所無きに非ず、彼異説家が、我國家の正史を議するが如き

は、誹議にして且誣罔なり、之れを何とか云はむ、然るに頃日人有り來り告て曰く、文科大學教授久米邦武氏曾て神道は祭天の古俗と題する一編を起草し、之れを史學會雜誌に掲載せり、其文極めて我皇室の尊嚴を毀傷し、我國家の組織を破壊するもの實に甚し、子之れを見たるかど、余答て曰く未し然れども、久米氏は大學教授の職なり、國家師表の任なり、如何ぞさる事の有るべき、來人曰く然り、僕も亦其の如く思へり、然れども其書爰に在り請ふ之れを見よと、其齎す所の書を遣して去れり、余執りて之れを見るに實に來人の告る所の如し、豈亦喫驚せざるを得んや、而して余が前に論ずる所は、全く世上に在りて、史學を以て自ら任ずる、辯學の徒を指せるに過ず、何ぞ圖らむ今久米氏の如き其身大學教授の職なり、國家師表の任たる者にして、然も此明治の隆運に會し、大義を明にし名分を正すべきの時に當りて、殊に淑聖文武なる今上陛下を戴き、其官位を奉し、其秩祿を食し、其恩澤に浴しながら、天下に昭昭たる神宮并に賢所を以て、皇祖の神靈を祭るに非ずと斷言し、又皇位の天璽たる三種の神器を以て、之れを神坐の飾物と論却じ、或は皇祖忍穂耳尊を以て、新羅より渡來せられし蕃種なりと説き去り、又は天祖の降跡を以て、神武天皇紀元後百年内外の事となし、或は大嘗新嘗等の

祭を以て、空想の天を祭るなりと云ひて、皇祖の神宮を誣ひ、國家の大典を乱りて、怪まざるもの有らむとは、實に意外の事なりとす。若し之れをも忍ぶ可くむば、何れをか忍ぶ可からざらむ。吾人素より事を好まずと雖も、臣子の分爰に至りては、黙すること能はず。即ち氏が一編の要領、所謂國本を害すべきものを抄出して、之れを七項に分ち以て其妄を辨する事左の如し、

第一久米氏は、天とも神とも云ふは、上古人類襁褓の世に於て、單純なる思想の中より、彼蒼々の天中に、これ有るものと想像し出して、崇拜をなし、祭祀をなし、始めたるに、過ぎるものとせり、

其は氏が神道は祭天の古俗と題せる書の、東洋祭天の起りと云へる條は、人類の始めは、草木榛々鹿豕狃々なる山野に群居をなし、天然の産物を假りて生活を遂れ、其恩惠の有難くして、寒暑風雨の變化の怖しさに、必彼蒼々たる天には、此世を主宰する方のましく、我々に禍福を降し給ふならむと信したる觀念の中より、神といふ者を想像し出して、崇拜をなし、攘災招福を禱り、年々無事に需用の物を收穫すれば、報本の祭をなす事を始たるなりとも、又何國にても神てふもの

を推究むれば、天なり、天神なり、日本にてかみて、語は、神、上長、頭、髮に通用す、皆上に戴く者なり、其神を指定めて、日本にては、天御中主といふ、支那にては、皇天上帝といひ、印度にては、天堂といひ、眞如ともいひ、歐米にては、ゴットといふ、皆同義なれども、祭天報本の風俗は各異なるのみ、此の如く神は、上古人の想像より出たるものなれば、人智のやゝ發達して、風俗の厯雜なるに従ひ、其種類増多し、終には際限もなく、牛鬼蛇神蟲豸まで敬拜するに至る國もあれど、是は次第に枝葉を追ひたるにて、推究れむ、天神より神祇を出し、地祇より人鬼を出し、終に物怪を信するに至りたるのみ、是も人智發達の初期に於て、多少一度は免れざる事あるべしとも云へるにて、久米氏が神と云ひ、天と指す、即ち此上古人の想像に出たりとする神の外に、之れ無きものと断定したるを知るべし、

○嚴夫云、神の事は、學理上近世殊に其說精密に至りて、有神說あり、無神說あり、不可識說あり、又有神說の中にも、獨一神說あり、多神說あり、又不可識說の中にも、神は有無をも識る可からずとする不可識說あり、又神は有は有なれども、其神の能力に至りては、人知を以て識可からずとする不可識說有りて、猶之を細別すれば、數種の差別

有る可けれど、大約此の如し、然るに久米氏は、其孰れの説を信するか、其は氏が信仰自由の権内の事なれば、何を信するも吾人が敢て關する所に非ず、然れども氏が其妄信に任せて自己の範圍を越へ、妄りに無根の邪説を吐き、我皇室の御祖宗を蔑如し、我國家の組織を攪亂せむとするに至りては、吾人は一步も假すこと能はざるなり。

○氏は此書の始めに、神の事ば迷溺たる謬説の多きものなれば、神道、佛教、儒學に偏信の念を去りて、公正に考へるは、史學の責任なるべし、因て爰に云云の考を述べんとすと云ひて、筆を起したれば、此書に云へる所は、氏に在りては自ら公正なりと信して居るならむ、然るに、氏が自ら公正ありとするにも拘はらず、一編の首尾結合せずして、爲に自家撞着の事のみなるは、何が故ぞ、又此書中多く神、儒、佛の諸書を引て、之が證となしたれども、大概適例にもならぬ事を、勝手に抄出し來りて書並べたるにて、所謂牽強附會に過ぎざるは何が故ぞ、恐らくは氏が公正と稱するものは、或は氏が想像の異名ならむか、傍より之れを見れば、此一編は徹頭徹尾氏が妄想の捏造説に外ならず、神道、佛教、儒學に、偏信の念を去りたりと云ひし程有りて、此三教の内には、

何にも適ひたりと見ゆる所一節も有ることなし、然らば氏が自ら公正なりと云へるに任せて放棄し置へさか、否否吾人は決めて之れを許すこと能はざるなり、其は歴史に就て古今の蹟を見よ、不忠の人必自ら我は不忠なりと云はずして、却て忠義に似たることを云ふ、然れども其跡に就て之れを質せば、不忠たるを免かれざるものあり、奸惡の人必自ら我の奸惡なりと云はずして、却て正義に似たる言を吐く、然れども其跡に就て之れを正せば、奸惡たるを免かれざるものあり、今氏が此書に於けるも亦然り、氏は自ら之れを公正なりと云ふも、眞に公正なるか、不公正なるか、其は此文面に就て之れを質せば、自然に判然するもの有らむ、因て今之れを云はむとす、然れども其多き一々之れを辨ずるに遑あらず、請ふ以下其一二を云はむ。

○氏は神は上古人の想像より出たるものと斷言せり、若し氏が説の如く神は人類より想像するに過ぎる者とせば、其實は有りとも無しとも之れを指定するに由なきものならむ、殊に氏は彼蒼々たる天には、此世を主宰する方のましく、我々に禍福を降し給ふならむと信したる、觀念の中より神といふ者を想像し出して、崇拜をかし始めたるものなりと云へるを思へば、氏は神は人類より想像して有りことを

すれ、其實は有るものに非ずとなすの見解と見えたり、然るに同章中に、日本の神道は、只祭天報本より起りて俗をなし、天神の子を國帝に奉じ、神慮を承けて事を裁制し、祭政一致の治をなしたるは云々と云へるは、抑々何たる怪言ぞや、上古人の想像より出たりとする天神が如何にして子を産みたるか、奇も亦甚し、唯奇の甚しきのみならず、苟も日本臣民たる者にして、其奉戴する所の、皇室の御祖宗に係る事を申さむは、天神の子を國帝に奉じなど、は、語氣甚だ無禮に非ずや、殊に其天神は人類の想像に外ならざるものとせば、我皇祖をも只想像に過ぎるものとせし奉る歟、又其子とさすは必ず皇孫瓊々杵尊を申上奉るならむ、然れば皇孫尊は、唯其人類の想像に過ぎる天神の子となし奉る歟、前後矛盾極まるとる事ならずや、

又氏は天神の子を國帝に奉しと云ふかと思へば、別章にては、我皇室の御祖宗たる忍穗耳尊は、新羅より渡來し給へる如く云ひおしたるは、氏は彼所にては新羅人を以て天神となすが、又氏は天神は人類の想像に過ぎるものと斷言しなから、別章に至りては、魂とは天の靈顯を云ふとも、三器は天神の靈徳に象りたるものにてども、又た日本人民は、天神の子孫を天日嗣に奉し、云云、今日に至るは、誠に人力には非じ、

天神の加護を忘るべからずなど、も云へるは、首尾結合せざる自家撞着の説に非ずして何ぞや、而して氏も亦其撞着するを知らざるに非ざるへし、知て之れを云へるは、蓋し故有らむ、其は文を弄し言を飾りて、本心を隠顯の間に置き、以て世を欺き人を瞞着し、或時は之れに依て遁辞を設けんどの豫備ならむ、豈に亦憤激せざるを得ひや、

○元來氏は神を上古人の想像に出たりと云へども、其實は氏が上古人を想像したる妄説に外ならず、其は何を以て之れを云ふと云ふならば、氏は東洋一般に行はれたる上古祭天の俗を略述せむとて、易傳に、庖犧が仰觀象于天、俯察法于地、視鳥獸之文、與地之宜、始畫八卦と云ふ文有るを引て、是、彼、支那國の哲理の發りにて、今を距る少くも五千年前にあり、思ふに其時日本も韓土も已に人民は群居をなして、亦祭天の俗をなしたるならむと云ひたるが、此文中に天を祭るの風俗をなしたる證と見るべきもの何處に有るか、實に漠然たる云ひ方に非ずや、仰觀象于天と云ふ所に、天の一字有れば、之れを以て天を祭るの證とするか、杜撰も亦甚しきに非ずや、然れども此易傳は孔子の著にて支那の書なれば、之れを以て支那の古代の證とするは、杜撰な

がらも方角違ひとは云ふべからず、然るに其續きに其時日本も韓土も祭天の俗をなしたるならむとは、抑何の據有りて之れを云へるや、實に突然極まるに非ずや、謬に蔽からずと云ふこと有るは、蓋し是れ等の事をや云ふならむ、是氏が無根の想像に非ずして何ぞや、

○又氏は呂刑に乃命重黎絶地天通と有るを、國語に楚觀射父が解釋したるは原文長ければ、漢書郊祀志に引たるを擧るとして、少昊氏之衰也、九黎亂徳、民神雜糅、云々顛項受之、乃命南正重司天、以屬天命、火正黎司地、以屬地、云々は謂絶地天通といへりとして、厥初は純粹に天を畏敬したる人民も、經驗に慣るゝに従ひて、漸神を慢る有様となり、是までは唯一の天神を崇拜したるが、此後は重は天を郊し、黎は地を祀ると言倣し、天神地祇を郊祀し、天を父とし、地を母とすることの爰に始まりし如く云ひたるが、今漢書の郊祀志を見るに、同書には顛項受之、廼命南正重司天、以屬神、命火正黎司地、以屬民と有りて、南正重には神を屬すと云へば、即ち神を祀らしめたるものと聞ゆるも、火正黎には民を屬すと有れば、火正黎は本邦にて之れを云へば、古代の民部卿今の内務大臣の如き官と見えたり、既に應劭が註にも、黎、陰官也とも、又火正司地

以屬萬民とも有るにて知るべし、然るに氏は此司天以屬神と有る神を天に改め、又司地以屬民と有る民を地に改めて、之れを天神地祇を祭る始めの如く云ひなしたれども、元來此文は、上の九黎亂徳、民神雜糅と有る、民神の二字を受けて云へる文なれば、屬天屬地にては、上文に相應せざれば、此は必ず屬神屬民なること固より論ずし、然るに此の如く古書の文字を改めてまでも、妄説を造らざるを得ざるは、氏は實に妄説熱心と云ふべし、しかし氏が見しは異本にて其本には此神民を天地の二字に作りて有りしとせば、それ迄の事なれども、余が見し廿一史中の、漢書の郊祀志及國語の楚語等に見えたるは、即ち今云へるが如し、豈亦奇ならずや、其他は推て知るべし、故に此外虞書夏書孝經、援神契等の諸書を引きて、其例證となしたれども、余は多く之れを辨せず、

○又氏は始に東洋一般に行はれたる上古祭天の俗を略述せむと云ひたれば、其證には必東洋一般の歴史を引くべきこと固より論なし、然るにさへあくして、今氏が擧たるは皆支那の書のみなるは何事ぞや、氏は支那を以て東洋一般と見なしたるか、其中に日本も韓土も已に人民は群居をなして云々など、曖昧にも之を云ひたる

は、恐くは氏が眼中には、我歴史否我古代は存せざるもの、如し、何ぞ我國家に對して不深切なるの甚しきや、氏が精神は何れに有るか、余は之れを知ること能はざるも、氏が身は現に我國家の臣民ならずや、臣民にして自ら我國家の古代を無視するは、凡人心有るもの、忍びて能くならず所に非ず。而して氏は之れをなして怪まざるのみならず、我上古史の如きは更に之を顧みず、斷乎として我皇祖皇宗の國家開始の御鴻業を蔑視し、自己の妄想に任せて、我國を以て支那域内の一小部分の如く見なしたる語氣あるは、何ぞ其無禮の甚しきや、實に言語道斷と云ふべし。

○又氏は推古天皇紀の、新羅任那の二國王が奉れる表の中に、天上有神、地有^ニ天皇、除^ク此二神、何亦有畏耶、と云へる文の有るを引て、此天上の神と云ひしを、氏が所謂想像の天なりとし、此文を以て天上の神と地上の天皇との二神の外には、神なしと云ひたる義をなし、是にて我國體を知るべし、亦神道を知るべしと云ひて、是を以て氏が想像の天の外に神なしとする妄説の證據となしたれども、是亦誤解の甚しきものなり、此は二國王が我天皇を只管に奉戴するの衷情を表したる文にて、其意は、天地の間に於て、天上の神と地上の天皇と此二神を除けば、その外には、如何ある神如何ある

國王有るとも、我々二國王は他に敢て畏るゝもの無しと云へるに過ずして、他に神なしと云へるには非ず、其は除^ク此二神、何亦有畏耶、と云へるにて明白ならずや、然るを斯く誤りたるは、氏等が常に我國の祖國の如く妄信せる、韓土の二國王の表なりしを以て之れを尊ぶ餘り、計らず誤解もしたるならむ。

○又氏は印度の人智は早く發達し、二千五百年前釋迦出て、天に代る世の教主と仰かれたり、其後六百餘年を経て、羅馬猶太の誤なるべしに耶蘇出て、亦天降の教主と仰がる、日本の神道は教主もなし、三生因果の教もなし、只祭天報本より起りて俗を奇し云々と云へるは、海外人の語ならむには、是非も奇き事あれども、苟も日本人にして、斯の如き事を云ふもの有むとい、實に意外の事なり、氏は我國家の大道を目するに、只祭天報本と云ふを以てして、無下に論却し去らむとし、剩へ教主もなしなど、は何事ぞや抑、我皇祖の立極垂統の始め、皇孫尊に依し給ふに、豊原瑞穂の國を、安國と平けく知看せと申すを以てし給ひ、皇位を定めて天津日嗣の高御座と仰かしめ、君臣の大義上下の名分を正し給へるより、皇統一系万世一日の如く、天下を統御し給ふ下に、無量無限の大恩恵を蒙り奉り來りて、現に今奉戴する所の皇室の御祖

宗こそ、吾人が祖宗以來、天孫とも天皇とも仰ぎ奉りて有るは、是れ即ち吾人の真正ある、天に代る世の教主に御坐すに非ずして何ぞや、是唯日本人の仰ぎ奉れるのみならず、古代に在りては、海外諸國よりも、之れを仰ぎ奉れること、氏が今引きたる新羅任那二國王の表にても明白ならずや、而して神道といひ、此皇祖の定め給ひしによりて、歷朝天皇の天下を統御し給ふ道を云へり、豈亦祭天報本のみに止まらむや、然るに氏は斷して教主もなく、祭天報本の俗をなすものに過すとす、實に誣罔極まれりと云ふべし、

○又氏は神の事を、印度にて天堂と云ひ眞如とも云ひと云ひたるが、氏は天堂と眞如とは同一ありと心得たるか、此は我國家に關係なければ、さしむ之れを辨するの必要なければ、氏が説の妄を證するに足ることなれば、筆の序に一言すべし、先天堂の事は、釋氏要覽に、六趣即ち六道の事を云ひて、一天、二人、三地獄、四畜生、五餓鬼、謂修羅四趣皆攝、故今開爲一趣、故云六趣也、又趣道義、故名六道矣とある、天とは天堂の事なり、又天道とも云ふ、而して此天堂一域の名に非ず、又彼蒼々の天を指すにも非ず、彼が此名を以てするものは、中に欲界色界無色界の三界、即ち六欲天、十八色天、四無色

天合せて二十八天、又三十三天を總稱して之れを呼び、其善因を脩むる者の果に應じて、以て此諸天に生るゝ事を得る所とす、故に翻譯名義集にも、福成則天堂自至、罪積則地獄斯臻とも、弘善示天堂之樂、愆非顯地獄之苦とも有りて、常に地獄と相對して之れを云ふ、其彼が天堂と稱するもの見るべし、
又眞如の事は、是亦翻譯名義集に、多他秦言如、大品多字門入諸法、如相不動、故論云諸法在如中、不動故、疏云、悟一切法眞如不動とも、又法界の事を云ひて、清涼云、法界者一切衆生身心之本體也、起信云、心眞如者、即是一法界、大惣相法門體、所謂心性不生不滅、一切諸法唯依妄念而有差別とも云ひ、又遺教經節要の補註にも、含藏無性、即白淨眞如、則總之以圓覺妙心、而爲主也と云へるなどを、翫味すれば、其眞如の眞如たる所は、自然に了解する事を得べし、元來眞如とは眞實にして虚妄に非ざるを眞と云ひ、如常にして變易無きを如と云へば、要するに不動不變眞實無妄なる、心性の本體を號けて之を眞如と云ふに過す、此眞如前の天堂と同一なるか、不同一なるか、少も識見を具へて佛書を繙かむには、誰か此差別を辨せざるもの有らむや、而して氏は之を混じて同一の者なりとす、其一妄想に非すと云はむと欲するも、得可らざるべし、

○然れども暫く氏が説に因て假りに之れを云へば神の事は印度にては提婆と云ひ又大梵王とも云ひどかになさば稍相近からむか其は名義集に提婆此云天法華疏云天者天然論云清淨光潔最勝最尊故名爲天と有れば印度にては天を提婆と云へばなり又同書に梵王是娑婆世界主と云ひ要覽には大梵天王自計己身能爲造化之主とも有るを十二天餞軌には大梵王者上天之主衆生之父也天帝釋者地居之主と載せ又淨名疏にも帝釋是地居天主梵王是娑婆世界主など有るに因れば印度にて提婆即ち天に主たるものは大梵天王と稱するものなればなり然れども此は唯氏の説に因て試に云へるのみ其當否に至りては余は敢て之れを固執するに非ず又余は小前大後の説を取て之れを云へども猶大前小後の説より云へば此梵天は彼三界なる色界の主にして此上に無色界の四天有るのみあらず釋氏は猶此外に十方の極樂國土有るをも説きたる程なれば此れに對して異論の有るべきは余は敢て奇ます其は人の論するに任す然れども氏が天堂と眞如とを同一になしたるは其妄たるを免かれざるを信す

○以上辨する如く氏か説の妄ならざるべき斯の如きを以ても氏は猶之れを公正ありと云ふ事を得るか吾人は斷して之れを許さざるなり

第二久米氏は新嘗祭神嘗祭大嘗祭は皆皇祖天照大神及び我國史に載する所の神祇を祭るに非ずして氏が謂ゆる上古人の想像に成たりとする天を祭るに過ぎるものとせり

其は同書の新嘗祭神嘗祭大嘗祭と云ふ條に其祭天の大典は新嘗祭なり新嘗祭は天照大神を祭るに非ず天を祭る古典なるとは紀の神代卷に素戔鳴尊の(見)天照大神新嘗時則陰放屣於新宮又見天照大神方織神衣居齋服殿則剝天班駒穿殿費而投納云云と見ゆ是大神窟戸籠りの原因にて天照大神の親ら新嘗祭新衣祭を行はせられたるにて明證とあすべしども又古は新嘗祭を大嘗ともいひたれど令に(凡)天皇即位總祭天神地祇又(凡)大嘗者每世一年國司行事とある天子一代一度の大祭に混同するを以て毎年の嘗を新嘗と云ふことになりぬ云云此の如く新嘗即大嘗祭は大神宮も親祭し給へる古典にて皇統と共に繼續し神道に於て最重の祭なること臣民は皆知らざるべからずとも云へるは新嘗神嘗大嘗の祭は天照大神を祭るに非ずして天照大神が其御代に於て想像の天を親祭せら

れたる跡に習ひて、歴朝の天皇が其想像の天を祭らるゝ祭に外ならずとの意にして、上の東洋祭天の起りと云へる條に、上古の人が觀念の中より、神と云ふ者を想像し出して、崇拜を爲し云云、年々無事に需用の物を收穫すれば、報本の祭をさすを始たるなりと云へる報本の祭とさしたるものを、直ちに新嘗祭と爲したる如く聞ゆれば、久米氏の意中には、襦袢の世の人類とも、上古人とも云へるは、即ち天照大御神等の事にて、大御神等は、蒼々の天中に、主宰する者有りと想像して、之れに報本の祭をなす事を、始めたる一人なりと信せしものと見ゆたり

○嚴夫云久米氏は、新嘗祭は天照大神を祭るに非ず、天を祭るなりと斷言して、紀の神代卷の文を引きて、之れが證と爲し、其説を捏造したれども、此は國史をも讀ざる者を瞞着して、雷同せしむとの意に出たる詭言か、さなくば氏は此文を誤解したるものにて、不都合極まりたる、一種の妄説に過ず、併し之を誤解に出たりとせば、猶恕すべし、若し構へて斯る慢言を吐たりとせば、實に聞にも忍ひざる事にして、無禮も亦甚し、今聊之れを云はむに、氏は前に出せる神代紀の文を何と解したるか、此文中に新嘗祭は天照大御神を祭るに非ずして、氏が謂ゆる想像の天を祭るとなすの明證

何處にあるや、此文は聞えたる如く、素戔嗚尊が天照大神の當新嘗時を見て、則ち陰に尿を新宮に放さすと讀むべき文にて、古事記には此事を、亦其於聞看大嘗之殿尿麻理敢きと有れば、此は大御神が、彼豐受大神の身に成れる、稻種を取しめて、天狹田長田に殖しめ給へる、新稻の初穂を取て、御親ら新嘗聞食むと爲給へる、新宮を、素戔嗚尊の穢し奉れる由を云へる傳へにて、記紀ともに新嘗きこしめす、大嘗聞食とこそ有れ、祭とは見えず、又其次の文も、又天照大神方に、神衣を織つゝ、齊服殿に居すを見て、則ち天班駒を剝て、殿の裳を穿ちて投納れきと讀むべき文にて、此も亦大御神が、豐受大神の御身に成れる、桑蠶を取りて、桑を殖る蠶を養しめ、御自らの神衣を織せ給へるにて、これも神衣を齊服殿に織り給ふところを、祭とは見えず、然るに氏は之れを擧て、即ち天照大御神が、彼想像の天を祭り給へる事となし、是大神窟戸籠りの原因にて、天照大神の親ら、新嘗祭、新衣祭、を行はせられたるにて、明證となすべしと云へる、何ぞ其御事蹟を誣ひ奉るの甚しきや、實に言語同斷と云ふべし、中就ても最甚しきは、新衣祭と云へる祭名の事なり、氏は新嘗祭と云ふ名有れば、新衣祭と云ふ稱も有るべしと思ひて、杜撰にも斯る事をば云ひ出したるか、我國にて斯

る祭を行はれし事は、今氏が始めて云へる外に、正史上には未だ曾て見聞せざる事あり、此一事を以ても、其架空説たるを免がれざるを知るべし。

然れども亦一説有り、其は此大御神の新嘗聞食と有るは、獨大御神の聞食給へるのみならず、必他神にも之れを供へ奉れるならむ、其故は次の神衣を織給ひし事を、紀の一書には、稚日女尊坐于齊服殿、織神之御服と有るに因れば、神の御服と殊更にの字を添へて云ふ時は、他神に供ふる神の衣をも織給へるにて、其神は必豊受大神ならむ、其は前にも云へる如く、此大神は稻種を始めとして五穀、又は桑蠶などに至るまでも、皆此大神より始まりたるを天照大御神、蒼生の爲にとて、殖る始め織り始め給ひしにて、其元は全く此大神の神徳に因て生れるものなれば、其大功に報ひ給ひむと、先新嘗の初穂を此大神に饗し、御自らも聞食し、又其御衣をも先此大神に供へ、御自らも用ゐさせ給へるならむと云へるは、又然ることならむか、其は本邦にては、古來我國家に功勞有りし者を、皇室より特に厚く之れを祭らせ給ひて、現に今、天下大小の神社は、其社の多きをも思ひ合すべく、又之れは少か事異なれども、伊勢神宮の御祭典は、外宮の御鎮座以來、何時も皇大御神の御祭の前に、豊受大神を祭ら

せ給ふ例となりて有るをも思ひ合すべし、然れば此時大御神が、他神を祭り給へりとするも、氏が謂ゆる天を祭り給へるに非ずして、正しく祭るべき故有る神を祭られたること明かなり、而して萬々一此時大御神が猶其以前の諸の天神等を、祭り給へること有りしとせむも、其を以て、此後我歷朝に行はる、神嘗、新嘗、大嘗等の祭りを以て、天照大御神を祭るに非ずとする證とはなるものにあらず、然るに氏は之を擧て明證となし、斷して想像の天を祭れりと云ひ、以て我朝廷建國以來の國家の大興を、全く虚禮の如く云ひ爲したるは、實に言語道斷の事ならずや。

○抑大嘗、新嘗の名の書に見ゆるは、前に云へる記紀の文を以て始とす、而して此大典を天下にて行はせ給ひしは、天神壽詞を始め、記紀の二典、又は古語拾遺、及祝詞式等の諸書によるに、皇祖天照大御神、皇孫尊を天降し奉る時に事始め給ひて、豊葦原の瑞穂國を、安國と平けく所知食て、天津日嗣の天津高御座に御座て、天津御膳を長御膳の遠御膳と、千秋五百秋に、瑞穂を平けく安けく、齋庭に所知食と事依し奉りしより、天降坐に及て、其齋庭の稻穂を、太兆の卜事もて、悠紀主基の國を齋ひ定て、大嘗祭を行はれしを以て始とす、然れば我朝廷の大興は、始め之れを定め給ひしは、皇祖

天照大御神に坐せしめて、之れを受け傳へ給ひしは、皇孫邇々尊を始め奉り、歷朝の聖皇に坐せしり、是を以て其數千歳を經過せし間には、固より多少の沿革有りしは申すまでも無れど、其御由來昭々として、氏が妄説の如き曖昧たるものに非ず、殊に其祭る所の神の如きは、氏も既に引證せし令の文にも、凡天皇即位總祭天神地祇と見え、又祝詞式に、大嘗祭の祝詞とあるは、即新嘗祭の事なり、其の詞にも、高天原爾神留坐、皇陸神漏伎神漏彌命、以天社國社登敷坐留皇神等能前爾白久、今年十一月中、卯日爾天都御食乃長御食乃遠御食登皇御孫命乃、大嘗聞食平爲乃故爾、皇神等相宇豆乃比奉氏云云とも有れば、天神地祇を祭らせ給ふこと固より論なく、且此祭は唯神を祭らせ給ふのみに非ずして、其實皇祖の皇孫尊に、瑞穂を齋庭に知食せど、事依し給ひしに因て、新穀の出来る毎に、歷朝の天皇の之れを聞食すとして、先其初穂を以て、天神地祇にも供へ奉り、御自らも聞食めし給ふ、所謂報本反始の大典なる事、此祝詞に、皇御孫命乃大嘗聞食平爲乃故爾と有るにて知るべし、

○然るに令には、天神地祇と書き、祝詞式にも、天社國社と有りて、殊更に天照大御神を祭ると云ふことの見えぬは、大御神を祭らせ給ふに非ずと、疑ふものも有むか、此は

決めて然らず、其は此書などには、天神と云へる中に、大御神をもこめて載せられたるものなり、元來令及び儀式等の諸書は、多くは臣下も關し奉る表面上の儀をのみ記されたるものにて、悠紀主基の神饌の如き、専ら天皇の御親祭に關る、御重事に至ては、決めて之れを載せられず、此は元來臣下の知るを要せざりしを以てなり、然れば、今に至るまでも、大嘗祭は御一代に一度之れを行はれ、新嘗祭は毎歲之れを行はるれども、其御自ら神饌奉らせらるゝさまは、此祭に仕へ奉るものと雖、猶之れを伺ひ奉ることを得ず、況むや事に關らざるものをや、

○然れども其祭らせ給ふは、全く皇祖天照大御神を主とし奉りて、天神地祇を祭らせ給ふこと更に疑ひなし、其は續神皇正統記に、一代一度の重事これ大祀と云、神國無双の大事は大嘗祭なり、大嘗會の大事は神膳なり、まつ廻立殿に行幸ありて、御湯殿の儀式も深甚のゆゑあるとにや、悠紀主基の神饌には、神饌を儲、大神宮を勸請申されて、御自ら祭り給ふ事なりと記し、又御代始鈔にも、神饌の事は陪膳の采女もつはらこれをつかさどる、重事たるに依て口傳さまく、あればたやすく書載する事能はず、主上のしろしめす外は、時の關白宮主などの外は、會て知る人なし、まさしく

天照おはん神をおろし奉りて、天子自ら神食を進め申さるゝ事なれば、一代一度の重事これに過べからずと云はれ又永和大嘗會記にも、神膳の次第は人のしらぬ見ぬ事なれば、しるし申すにをよばず、天神地祇を天子のてつから祭らせ給ひて、神供をそなへ給ふをどうけ給はるども、又抑天子の代の始に、大神宮以下にたてまつらせ給ふ神膳なれば、いかばども結構せられて云云ども、有るにて知るべし、此永和大嘗會記は、二條良基公、又御代始鈔は、一條禪閣兼良公、續神皇正統記は、小槻晴富宿禰の著書にて孰れも慥かおるものなり、此諸書の外にも、猶此事を世にあらはしたる書無きにあらずして、今にては世人も普く之れを伺ひ奉ることゝなりて有るに、氏は是等の事をも知らざるか、断じて天照大神を祭るに非ず天を祭るなりと云へるは、全く空想の妄説にして、皇室に對し國家に對し實に無禮極まるにあらずや、其他の妄は推て知るべし。

○中に就ても最笑止千萬なる一事あり、其は氏は眞面目にも、大嘗會は神祇官に悠紀主基の兩神殿を新造せられ、天子天之羽衣をめて親祭ある、其は二條良基公の文和大嘗會記あり、假名文にて解し易ければ、就て其概略を見るべしと云ひたるが、人に勘むる迄も無く氏は此假名文を能く讀たるか、余は爰に疑ひあり、先文和三年の大嘗會の記は、只大嘗會記とのみ題して、文和と冠せたる書有ることば、未だ聞ざる所なり、又永和元年の大嘗會の記は、正しく永和大嘗會記と題せられたるのみならず、此は群書類従にも載せて、世人の能く知る所なるに、文和三年の大嘗會記は、寫本のみにて板本は之れなきものなれば、世に最も稀なるものなり、今氏は世に多きものを引ずして、稀なるものを引きたるは、何か故有ることか、恐くは氏が文和と書きたるは、或は永和の誤ならむ、それども三條良基公の著にて別に、文和大嘗會記と云ふ假名文の書有らば、いざ知らず、若し永和大嘗會記ならむには、氏が妄説の如きことは記されず、氏は天子天之羽衣をしめて親祭あると書れたれど、永和大嘗會記には、腰輿より、廻立殿の南面に、御輿をよせてをりさせ給ふ、云云其後御湯をめす、其ありさまくだくしければかゝす、藏人頭宜方朝臣、御湯殿のやくをつとむ、六位は山陰流を用ゐられ侍る事なれども、其子孫あきによりて、此度は只の六位つとめ侍る、無念の事なり、あまの羽衣めされて、御槽におりさせ給ふ、いとからくしくめづらしき御行水のさまなり、御湯はてゝ、又帛の御装束をめさると有れば、天の羽衣と

云ふは、廻立殿にて御行水の時めさせらるゝ御衣の名なり、

○猶此事は、伏見院御記にも、弘安十一年(正應元年)十一月廿二日癸卯大嘗會云云、此間主殿寮供御湯、先女官取下湯云云、次向神殿方灑懸御湯、七度次奏御湯供了之由、於中戸下申之、次於床子上、件床子立槽、西頭着天羽衣、(元着小袖許)即乍着天羽衣、入槽中、俊光以手灑懸湯於左右肩、次脱置天羽衣於槽中、改着明衣、(内藏寮献之俊光拭身、不供河藥(長元永承承保供之歟)御湯殿了俊光持參神事服(縫殿寮献之皆白生絹也)と有るは、伏見院天皇の御親行はせ給へる大嘗會の御記事なれば、此上の儘なるものは非ず、此外兵範記一人車記經嗣公記の大嘗會の條、無名年中行事の新嘗祭の條、江次第江次第鈔西宮記西宮鈔建武年中行事助無智秘抄年中行事裝束抄等の神今食の條等に、天羽衣をめして御湯槽に入らせ給ふよしを記さざるものなく、殊に西宮記の神今食の條の頭書には、天羽衣是浴帷と記し、近くは彼御世始鈔にも、先廻立殿に行幸ありて、御湯を奉る、天の羽衣と云ふは、主上の御湯の舟におりさせ給ふ時召さるゝ御帷子の名なり、わかばと云ふは明衣とかく、御湯帷子を云ふ、浪ぎぬといふは御湯舟におほふきぬなりとも有れば、天の羽衣と云ひ、又わかばなど云ふは、皆主上の

御湯帷子あり、然るに氏は御一代一度の大嘗會は、天皇御湯帷子をめして、御親祭在せらるゝ事と心得たるか、豈に又笑止千万の事ならずや、余は疑ふ氏は恐らくは此永和大嘗會記をも讀しには非ざるべし、若し一讀なむしたらむには、いかでか此御湯はてゝ、又帛の御裝束をめさると有る文の見えざるべき、然るを斷乎として安りに之れを論じ敢て憚ること無きは、世には氏より外に書を讀むものは無きと思ひての所爲か、他の妄は推て知るべし、豈に亦笑止千萬ならずや、

第三久米氏は、伊勢内外宮及び賢所又ハ大三輪社等は、皆氏が上古人の想像より出たりとする、天を祭る所にして、内宮并に賢所に、皇祖天照大神の鎮座し給ひ、外宮に豊受大神、大三輪社に大國魂神(大物主神)の誤りあらむの鎮座し給ふとするは、大誤謬なりとす、

同書發端の條に、伊勢内外宮及び賢所は、みな祭天の宮にして云云と云ひ、又太神宮も天を祭ると云へる條に、伊勢太神宮には、三神器の鏡劔を齋奉るとは、普く世の知る所なるべし、此鏡は古事記に太神宮の詔を記して、(尊爲我御魂、而如拜吾前、伊都岐奉)と有れば、太神を祠ると思ふも無理ならねど、是も實は天を祭るなりと

も、又磯宮イソミヤ即ち伊勢神宮は、天照大神の宮址なり、大神の在す時も、必ず新嘗殿齋服殿を造りて天を祭り、其大殿にて政事を裁せらるゝと、崇神以前世の式の如くにてあるべし、外宮は其離宮なり云々、外宮は豊受姫を祠るに非ず、磯宮の外宮なり、又磯宮は天照大神を祠るに非ず、其大宮の跡に神鏡を齋奉りたるなり、大三輪社は今に寶殿を造らず、只拜殿のみなりと、是は三諸山を幸魂奇魂の鎮まる所として崇拜し、別に神體を齋かさねばなるべし、伊勢三輪兩神宮の起りは此の如し、皆天を祭るなりと、云へり、

○嚴夫云、久米氏は、伊勢神宮並に賢所は、皆氏が謂ゆる想像の天を祭る所にして、皇祖天照大御神を祭るに非ずと斷言して、記紀の文意を矯めて之れが證と爲せり、我皇室の御祖宗に對し奉り、大不敬大無禮を加ふること、彼金龍敬雄なるもの其他二三人の言を除くの外、氏が説の如きは古來未だ曾て之れ有らざる所なり、吾人は斯の如きの言は、耳朶に觸るゝをも憚るあり、況や云ふに於てをや、然れども之が辨を加へされは、我國史を讀ざるものをして、或は然るかとの惑ひを起さじめ以て、氏か説に雷同するものを生じ、萬一も不測の禍を計る者の口實とならむことを懼る、故に

止むを得ずして、之れに一言を加ふるなり、

○氏は畏くも、伊勢神宮御正體の御鏡の事を申して、此鏡は古事記に太神宮の詔を記して、專爲我御魂而如拜吾前、伊都岐奉れと有れば、太神宮を祠ると思ふも無理ならぬ、是も實は天を祭るなり、我御魂の字に注意すべし、此れに適例ありとて、書紀の一書に大己貴神曰、唯然、迺知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也と有るを引て、此は大己貴神の自ら幸魂を祠たる所なりと云ひつゝも、又魂とは天の靈願をいふ、さなくては己が己の魂を崇拜するの理あらんや、大神の我御魂と詔給へるも正にこれに同じとて、魂と云へば、只天神の御魂のみに限るものゝ如く説きなし、伊勢神宮も大三輪社も皆氏が所謂想像の天を祭れる所の如く云へるは、何ぞ其文意を矯ることの甚しきや、元來魂と云ふは、神にもあれ人にもあれ、各稟得し所の心靈を呼ぶ名なれば、其本原に遡る時は、天地主宰の一大元神、即ち天之御中主神に歸し奉るべき道理有るも、之れを個個に受けたる以上は、即ち個個の魂なり、又我と云ふは、彼と云ふは對する名詞なれば、此天照大御神の詔にも、專爲天神之御魂、云云と有らむには、即ち天神の魂

なること固より論なしと雖、此詔には、專爲我御魂と詔へるのみならず、なほ吾前を拜くが如く伊都岐奉れと宜ひしを、いかに矯たればとて、いかでか此詔が氏が云ふ天神の御魂を祭れと詔ひし事と聞ゆべき、其語意火を見るよりも明かなり。

○又氏か適例なりとして引きたる、紀の一番の大己貴神の、自らの幸魂奇魂と問答して、之れを三諸山に鎮めたりと有るは、今日よりは誰が見ても、奇妙不測と云はざるを得ざるべし、然れども後世にて、之れを奇妙不測なりとするには拘はらず、古代の事實を傳へし史典に、汝是吾幸魂奇魂と宜ひしと有る以上は、縦令今日の考には合すても致し方の無き事にて、今更其文意を枉げて、我考に合すべきものに非ず、又氏は己が己の魂を崇拜する理なしと云ひたれども、是亦後世にて氏が理なしとするに拘はらず、大己貴神は已れ命の魂を大三輪の神と祠られたるを如何にせむ、其は此紀の文にては判然に聞えたるのみならず、延喜の祝詞式なる出雲國造が神賀詞にも、大穴持命乃申給久云云、已命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛惠玉命登名乎稱天、天御和乃神奈備爾坐と有る、此已命の和魂と云はれたるが、即ち紀に吾之幸魂奇魂と有る魂の事と聞ゆれば、之れをいかに云ひ枉げむとしても、大三輪神社を彼

想像の天を祠りたりとする證とはなるべき由なし、然れば大三輪神社は、大己貴神の幸魂奇魂即ち大物主神の鎮り坐す事、固より論無れば、氏が大神の我魂と詔へるも正にこれに同すと云ひしは、全く徒言に属して、氏が妄説の爲には毫も其效なく、伊勢神宮には、皇祖天照大御神の御鎮坐なること、是亦言を待す。

○又氏は神宮の太宮地の事を云ひて、垂仁天皇紀に隨大神、敎立其祠伊勢國因與齋宮於五十鈴川上、是謂磯宮、乃天照大神始自天降之處也と有るを熟看すべし、始自天降之處とは、天孫瓊杵尊西降の時、後田彦大神の吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川(書紀)といひたるに考合すれば、其時天照大神の高天原(大倭)より伊勢に遷都ありて、東國を經營し給へると思はると云へるも、全くの証説なり、其は先書紀の此一書中には、天降とこそあれ、西降と云へることは、総て無きことなるに之れを妄りに西降と改め、又此高天原を大倭國とすることも、正史には決めて無きことなるに、之れも高天原の下に妄りに大倭と分註を加へて、強て之れを大倭國なりとし、又天照大御神は前にも有りし如く、此鏡者專爲我魂、而如拜吾前伊都岐奉(古事記)とも、吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋(鏡書記一書)此詔は、天忍穗耳尊に詔へ

る神勅なれども、皇孫瓊々杵尊の御親の尊に代りて、天降り座す事となりし時、更に
悉皆相授け給ひし事に、傳へたれば、此神勅は、皇孫尊も、同心狀に受給ひし事、申す迄
も無しと知るべしと、詔給ひて、寶鏡に其御魂を託て、皇孫尊に授けて、天降り給ひ
しにこそわれ、大御神の御躬親ら天降り座しには非ず、然れば、此土に於て、大御神の
御遷都すと申す事は、絶て有るべき謂れなし、況んや東國を經營し給ふなど、云ふ
事をや、

且、猿田彦神の、吾は伊勢之狹長田五十鈴川に至るべしと云はれしを引て、其参考は
供へたれども、其神代紀の文は、天孫降臨の時、天八衢まで奉迎に出られし、猿田彦神
と天鈿女命と、應對有りし事を記されたる文にて、即天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫
何處到耶、對曰、天神之子、則當到筑紫日向高千穗樓觀之峯、吾則應到伊勢之
狹長田五十鈴川上、因曰、發願我者汝也、故汝可以送我而致之矣、天鈿女還、請報狀、
皇孫於是、中畧天降之也、果如先期、皇孫則到筑紫日向高千穗樓觀之峯、猿田彦神者、則
到伊勢之狹長田五十鈴川上、即天鈿女命、隨猿田彦神所乞、遂以侍送焉とある、即是を
以、此文中は、天照大御神の、猿田彦神と共に伊勢に天降り坐しと思ふべき據とすべし

所何處にあるか、此文にては猿田彦神の乞に隨て、天鈿女命の之を伊勢に送られた
りと云ふことは、判然なれども、天照大御神の事は、毫も有ることなし、然るに氏は一種
奇怪なる思ひ、否、奇怪なる考を持つる人にて、見事に何くれと史籍に就て、例證を引く
も、其例證には、掲はらず、勝手に他の事を思ひ出し考ふること常なれば、強て怪む
には、是すと雖、例證に引には、例證になることを引べき事無論ならずや、引て例證に
ならずとせば、之を引も何の甲斐有らむ、而して氏は、動もすれば、記紀二典其他能、大
の知りたる正史中の文に就て、其前後を省き、氏か妄説に紛はしく聞ゆる所のみを
抄出し來りて、曖昧の間に文を弄し、言を飾りて、種々の邪説を附會するを以て、常と
せり、氏か奇怪なる思考にて、云ひ出す、妄説のみにては、少し識見有る者は、容易に之
に、誑惑せらるゝ事無れど、我國史を讀ざる無學の徒は、其正史の引證文有るが爲に、
欺かるゝもの無を保し難し、我國家に對して不實なる事實に、此上無るべし、既に此
條の如き即ち其一にて、今述るか如く、紛らはしく聞ゆる文のみ儘かに引て、其間に
天降り西降に作り、高天原の下に大倭と分註を加へ、天照大御神の事は、更に無き文
を證據にして、大御神を大倭國より伊勢に遷都し給ひし事とし、剩へ東國を經營し

給ふとまで無根の邪説を捏造したるは、實に言語道斷のことと云ふべし、
 扱は垂仁天皇紀に、乃天照大神始自天降之處也クニノミヤヒトコトと載せられたるに、又何と解すと云
 はむか、其は特り全紀のみならず、古語拾遺にも、大御神の伊勢に鎮りましし事を云
 ひて、始在天上豫結幽契ニアラカシメテヒナシメテクニ、衛神先降深有以矣ツクダリマセシフカケアリユエと載せ又外宮儀式帳に、大御神の雄
 畧天皇の御夢に、さとし給ひし御言の中にも、吾高天原坐アラタカマノハラニマシタ、且見志ミツナハシ、真岐賜志マキタマヒシ、處トコロニ、志津
 眞利坐マカリマシタ、奴ヌと有るをも、思ひ合すれば、即皇孫尊降臨の時か、又其前か後か傳へ無れば、
 其正確なることは知り難けれど、正しく我正史に載られて有る以上は、大御神の御
 魂の早く伊勢に降り坐るは其正傳なること又何ぞ疑はむ、然れども此は皆大御神
 の御魂の降り坐る事を申せる傳へにこそ有れ、其御本身の事には非ず、然るに氏は
 之れを御本身の事として造言したるは、其妄も亦甚しきに非ずや、
 又氏は磯宮は其宮址あり、大神の在す時も必ず新嘗殿齋服殿を造りて天を祭り、其
 大殿にて政事を裁せらるること、崇神以前世の式の如くにてあるべしと云ひたるが、
 此文面の儘を以て解する時は、氏は大倭を以て高天原としたれば、其高天原より、皇
 孫尊の日向に降らせ給ふと同時に、天照大御神も伊勢に降りまして、其時より伊勢

の方にては、新嘗殿齋服殿をも造りて天を祭り、又其大殿にて政事を裁せられたる
 の、崇神天皇の御世までも、大御神の御在世にてあらせられとすものも如し、若
 し然らずとせば、崇神以前世の式の如くにて有るべしと云へるを何とか解くべき、
 又然りとせば、氏は皇孫尊の降臨以來、崇神天皇の御世に至るまでは、我國伊勢、筑紫
 兩朝にて有りしとするか、妄風に任せて異説を吐散すも、大抵度の有るものに非ず
 や、是等は我國家の大經を紊亂する甚しきものにして、實に言語道斷の事と云ふべ
 し、然れども又宮址と云ひ、大神の在す時もと云へるによれば、大御神は其時までは
 在まざる如くも聞ゆれば、誰か大御神に繼ぎ奉りて、其大殿にて天をも祭り、政事
 をも裁せられて有りしとするか、是等は氏が今始めて云ひ出したる外には、正史に
 も野乘にも未だ曾て見聞せざることにて、實は氏が想像の外には、更に跡方も無き
 妄説なるべし、氏にして何の證據もなきに妄りに斯の如き無根の邪説を吐きたる
 とせむか、氏は實に我國家の大罪人なり、
 ○又氏は外宮は其離宮なり、古事記傳に外宮は師の祝詞考に、常の大宮の外に建置れ
 て行幸ある宮を云ふなれば、即天皇の宮にして、別に主あることなし、然れば此伊勢

の外宮も、五十鈴宮の外宮にして、天照大御神の宮なりと云たるは、昔より比なき者にして信に然ることなり、然れば元來有し天照大御神の外宮に豊受大神を饗祭祭たるなりとあるは本居氏諸説中に、最價直ある金言なり、故に外宮は豊受姫を祠るに非ず、磯宮の外宮あり、又磯宮は天照大神を祠るに非ず、其大宮の跡に神鏡を齋奉りたるなりと云ひたるが、氏はこれにて、古事記傳の説が、氏が妄説の補助に成りてあると思ひて居るか、實に了解せざるの甚しきに非ずや、元來古事記傳に、外宮は常の大宮の外に建置れて行幸有る宮を云ふなれば、即ち天皇の宮にして別に主あること無しと云はれし、其外宮も天皇の宮なれば、天皇の外に別に離宮の主たるもの有ること無しと云はれしにこそあれ、外宮にも常の大宮にも共に主なしと云はれしには非ず、換言すれば、常の大宮も離宮も共に天皇の宮なれば、離宮なりとて天皇の外に、別に主有ること無しと云へるに外ならず、然れば本居氏が、伊勢の外宮も五十鈴宮の外宮にして、天照大御神の宮なりと云はれしは何の事もなく、五十鈴宮も外宮も共に天照大御神の宮にして、大御神の外に別に主有ること無しと云へるに過ず、是を以て本居氏は、然れば其元來有りし、天照大御神の外宮に、雄略天皇の御代に至りて、天皇の御夢に大御神の告賜ふによりて、丹波國なる比治の具奈井より、

豊受大神を迎へて、鎮め祭られたりと云へるのみ、然るに氏は之れを何と思ひたるか、本居氏諸説中に、最價直ある金言なりと譽たるは宜しけれど、其續きに、故に外宮は豊受姫を祠るに非ず、磯宮の外宮なり、又磯宮は天照大神を祠るに非ず、其大宮の跡に神鏡を齋き奉りたるなりとは、抑亦何たる寢言ぞや、其神鏡は前にも云へる如く、天照大御神の我御魂として、吾前を拜ぐが如く齋き奉れと詔ひし神鏡なれば、此神鏡を齋き奉ると云へば、即ち天照大御神を齋き奉るに非ずして何ぞや、又外宮にも、豊受大神を迎へ奉りて鎮祭せざりし以前にこそ、豊受姫を祠るに非ずとも云ふべけれ、既に祭りたらむ後よりは、之れを祠ると云ふの外は、ある可からず、然るに氏は、斷じて外宮には豊受姫を祠るに非ずとし、又磯宮にも天照大御神を祠るに非ずとすは、實に奇怪の至りならずや、又氏は太三輪社は、今に寶殿を造らず、只拜殿のみなりと、是は三諸山を幸魂奇魂の鎮まる所として崇拜し、別に神體を齋かざればなるべし、伊勢三輪兩神宮の起りは此の如し、皆天を祭るなりと云ひたるが、氏が書を讀むこと、何ぞ危畧なる、大三輪

神社の寶々なきは、後世の事にて、上古に在りては、其社殿の有りしこと、古史に其證文明白なり、既に氏が前に引きたる紀の一書にも、故即營宮彼處使就而居、此大三輪之神也と有るは、氏は夢中にて之れを引ききたるか、即ち宮を彼處に營みて、就て居しめ給ふと有る以上は、此時既に宮を造られたるや明かなり、又崇神天皇紀にも、八年冬十二月丙申朔乙卯、天皇以大田田根子命祭大神、是日活日自舉神酒獻天皇、仍歌曰云云、如此歌之宴于神宮、即宴竟之諸大夫等、歌曰宇磨佐開、瀧和能等能能、阿佐妬珥毛、伊弟氏由介那瀧和能等能渡嶋、とありて其續きに、天皇の御歌もあり、又其末に即開神宮門而幸行之と見えたる、神宮は申すまでもなく、此歌も味酒三輪の殿の朝戸にも出て行な、三輪の殿戸をなれば、即社殿の事を讀し歌なり、又古事記の、氷垣宮の條即ち垂仁天皇の御卷にも、活玉依毘賣の許に、三輪の神の通ひ給へる事を記して、瀧即知自鈞穴出之狀、而從糸尋行者、至美和山而留、神社とも有るは、古代には其社殿の有りに、昭々たる確證に非ずや、

猶此社殿の有りし證は、日本紀畧、童蒙抄等にも見えたりとも、煩はしければ引出す、元來社殿無しと云は、奥儀抄に見えたるを始めにて、中古以來の事なり、現に山上に

は大宮趾あり、亦大宮谷と云ふ字もあり、然るに今社殿の無きを以て、始めより無しとすることは、免に角其龜漏たるを免かれざるべし、殊に余が前に引ける、出雲の神賀詞には、己命の和魂を八咫鏡に取託て、大御和の神奈備に坐せとも有るに依れば、始めは八咫鏡を神體として、齋き奉られたるや明かなり、然るを氏は、此は三諸山を魂の鎮まる所として崇拜し、別に神體を齋かさるべしと云へるも、亦龜略たるを免かれざるなり、而して假りに氏が説を可なりとして、始めより社殿無しとせざるも、其社殿の無きを以て、大己貴神の魂を祭るに非ずして、天を祭るなりとの證には、ある可からず、如何となれば、山を以て魂の鎮まる所とするも必しも、氏が謂ゆる想像の天を祭る法に限りたるにも非ざれば、之れを以て、大己貴神の魂を祭りたりとせざるも、更に差支の無ればなり、然れば氏が、伊勢三輪兩神宮の起りは此の如し、皆天を祭るなりと云へるは、全く氏が空想の妄説にして、古事記傳の説は、更に氏が説の補助とはなりて居らぬを知るべし、氏も亦少か願る所あれ、

第四久米氏は三種の神器を以て氏が謂ゆる上古人の想像に成りたるも云ふ、天を祭る神座の飾物に過ぎざるものとせり

其は同書の賢所及三種神器と云ふ條に、此三器はもど何用になる物なるや、是まで説く者あり、按ずるに是は祭天の神座を飾る物なるべしとも、又三器を以て神座を飾るは、天安河の會議に創りたるに非ず、遙の以前より祭天の古俗なるべし、韓土にも似たる風俗あり、魏志に、馬韓信鬼神、國邑各立一人主祭天神、名之天君、又諸國各有別邑、名之爲蘇塗、立大木懸鈴鼓云々、我は鏡玉を懸け、彼は鈴鼓を懸く、其物は異なれども大方は同じと云へる、久米氏の意は此馬韓の大木を立て鈴鼓を懸て天神を祭るが本にて、夫より本邦に遷りて、本邦にては鏡玉を賢木に懸て神座の飾と爲すものにて、三種の神器の本は却て韓土に在り、と云はまほしきを、さすがに判然とは云ひ難て、斯く曖昧には云へるならむ、其は何を以て云ぞと云はれ、上の三器を以て神座を飾るは、天安河の會議に創りたるに非ず、遙の以前より祭天の古俗あるべし、韓土にも似たる風俗あり、云々、と書たるを、玩味すれば、其意自らに判然たり。

○殿夫云、久米氏は忌憚なく、伊勢大神宮をさへ皇祖天照大御神を祭るに非ずして、氏が謂ゆる想像の天を祭るなりと論ずる以上は、三種の神器を以て、事も無き一器物と論じ去らむは、氏に在りて、何の雜作も無きことならむ、然れども我國の臣民にして、此神器に對し、斯の如き不敬の慢言を加へしものは、建國以來氏の外には、又と有る可うらず、氏は天照大神鏡玉を天孫瓊々杵尊に授け給ひてより、三種神器と稱し、天皇の御璽として傳受せらるると云ひしは、必記の神代卷に、故天照大神乃賜天津彦彦火瓊々杵尊、八咫鏡、曲玉、及八咫鏡、天叢雲劍、三種寶物、云云、因勅皇孫曰、豊葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、爾皇孫宜就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮矣、と有る文などに依りて之れを云へるからむ、然るに斯く云ひつゝ、も又特更に、此三器はもど何用になるものなるや、是まで説く者なしとの自問を起し、之れは自答して、按ずるに是は祭天の神座を飾る物なるべしと云へるは、抑、何等の寐言をや、余更に何用など、余所も、し、云ひ出すまでも無く、氏も既に云へる如く、眼前萬世一系古今一日の如き、我皇統の天璽たるものに非ずや、然るを斯く云ひて、其語氣中に、此はさばかり尊ぶべきものに非ず、元來神座の飾り物に過ぎればなりとの意に聞ゆべく書たるは、不敬無禮實に言語に絶たむと云ふべし、而して氏は此三種の内、八咫鏡、八尺勾瓊の二種は、並に天石窟の前に、賢木に掛て飾りたる物ありとて、

之れを立説の本據となし、且景行天皇紀なる、豊國の神夏磯媛が、賢木の上中下の枝に、劍鏡玉を掛けて、船の舳に樹て參向ひたること、又仲哀天皇紀なる筑紫の岡縣主の祖熊罽、又伊弉縣主の祖五十迹手等が、天皇の車駕を迎へ奉れる船にも、五百枝賢木の枝に鏡劍玉を掛けて之れを樹て參向ひし事を其證と爲し、斷じて之れを天を祭る神座の飾物とはおしたり、然れば氏は天石窟の前にては、氏が所謂想像の天を祭りたりとするか、氏も既に別章にて、新嘗祭の事を云ふとて、是大神窟戸籠りの原因にて云々と云ひたるは、必ず天照大神を指て申せるならむ、然れば天石窟の前に鏡玉を掛けたる賢木を樹しは、氏が云ふ天を祭るの飾り物に非ずして、其籠り坐せし、天照太御神を招騰奉らむ爲の供へなりしや明かなり、既に古語拾遺には此御鏡を日係之鏡とも書れしに非ずや、然るを氏は強て之れをも天を祭りたる云ふか、然らむには天石窟にも氏が所謂想像の天が籠りたりとせざる可からず、奇も亦甚しからずや、元來氏が此一編總て妄想の捏造説に過ぎれば、尻口にて物を云へること、固より奇むに足らずと雖も、爰に至りて極まれりと云ふべし、
扱は彼神夏磯媛、又は熊罽、五十迹手等が、此三器を掛けたる賢木を、船舳に樹て參向

ひ奉れるは、又何の故ぞと云はむか、是は辨するまでもなく、此時は筑紫の熊襲が叛き奉れるを、景行天皇、仲哀天皇の兩朝ともに、御親征在せ給ひしに、彼等素より熊襲に黨して居りしも、皇威に畏怖して、降服し奉らむと、參向ふとして、先天皇に抗し奉らざるの赤心を表はして、大御座をとり奉らざるを得ざるより、皇位の天璽である、三種の神器に象れる三器を、天石窟の時のゆたき古事に因て、之れを賢木の枝に掛て、直ちに其衷情の見はるべく、船の舳に樹て參向ひたるにて、氏が附會説の如き意は毫も見えず、殊に彼五十迹手が、其實木を獻る時の奏上の語にも、天皇如、八尺瓊之勾、以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是、十握劍、平天下矣とあるも、神座の飾りたるの意は毫もなくして、玉の妙によせ、鏡の明によせ、劍の銳によせ、天下を平け治め給ふべしと奏せるにて、是亦全く天璽に思ひよりし所爲たるを證するに足るべし、
然るに氏は神皇正統記に、三神器を智仁勇に喩べたるは、此言に本づくこと、此五十迹手の語に基かれし如く説きたれども、是亦違へり、其は准後の著はされし、元元集の五、卷に詳なり、北畠親房卿、豈此五十迹手の語を待むや、杜撰の事實に合はざる事、

此の如し、元來宇宙の間、萬物數多き中に、皇祖の天璽として皇孫に授け給ふに、殊更に此三種を以てし給ひしは、豈に其故無らむや、即ち支那にては、智仁勇と號け、印度にては、般若、解脱、法身と稱し、歐洲にては、威、智、斷など云ひて、各國にて其名を立る所は、大同小異無きに非ずと雖も、要するに宇内の人類が世に立むとして、必ず依らざるを得ずして、其一をなほ欲ぐ可からざる、所謂三徳の象を表するものは、此三種を舍て何か有らむ、鏡は智の象に非ずや、玉は仁の象に非ずや、劔は勇の象に非ずや、是を以て皇祖天下に王たるべき皇統の天璽とするに、此三種を以てせられたるは、實に仰ぎ尊ぶ可し、斯の如くなれば、五十述手の之れに依りて奏じ、親房卿も之れに依りて説れたるにて、縦令五十述手が語なきも、親房卿は必ず斯く説るべきこと勿論なり、又、（以下略）

又氏は、此五十手の語、正統記の語を受て、故に三器は天神の靈徳に象徴たるものにて、普通には鏡を神體に用ふ云々と云ひたれど、此も故の字宜じからず、如何となれば、故に玉を受けて云々時は、若し五十述手の語、正統記の説無うむに、三器は天神の靈徳を象徴たるものとは成らざる如く聞ゆればなり、三器豈ざるものなりや、

や、縦令五十述手の語、正統記の説なきも、智仁勇の三徳は、天然に天神の靈徳中に具有する所に於て、三器は直ちに其象を表するものなれば、誰れ一人之れを説明するものなきも、依然として天神靈徳の象たること元より論ずし、而して神あり人あり、其靈を象るの原は、皆天神の感興に依らざるもの無れば、又其神人の靈にも、自然に此三徳を具有するは、是れ全く天神靈徳の大小一分子たるによる、是、彼、各國に於て、互に其名を異にするも、必ず三徳を説かざる國無き所以にして、古來我國に於て諸社の神體には、多く此三器の中を以てせしむ、蓋し之れが故あらむ、然るに氏は、此三器に象る靈徳を彼想像の天のみに歸して、此三器を以て神體となすは、即ち想像の天を祭るの證なりとの意に説きなしたれども、是亦氏が例の妄説なり、其は氏は之れが證として、玉をも神體となすと云ふの徴に、筑前國風土記に、宗像大神自天降居埜門山之時、以青薤玉置奥宮之表、以八坂紫薤玉置中宮之表、以八咫鏡置邊宮之表、以此三表成神體之形、納置三宮、即隱之、因曰、身形郡と有る、即隱之以下の文を省きて引たれども、此は玉鏡を神體とするのみの徴にこそ成れ、此鏡玉を神體とするを以て、氏が主眼とする想像の天を祭るの證とはあらず、如何となれば、古

事記の上卷に、故其先所生之神多紀理毗賣命者坐胸形之與津宮、次市寸嶋比賣命者坐胸形中津宮、次田寸津比賣命者坐胸形之邊津宮、此三柱神者胸形者等之以伊都久三前大神者也と有りて、風土記には胸形の與中邊三宮の神體の事を傳へ、古事記には其鎮座の神の事を傳へたるにて、三宮其祭神の各異なる事を知るべし、然れども氏は猶此三神も三所の領主にして、三宮は其政事堂の跡なりと云はむか、扱は此與津宮に坐す、中津宮に坐すと有る坐の字、又は此三柱神三前大神など有るをは何ぞ解するや、餘は推て知るべし、此の如くなれば、氏が折角夫を祭るの證にも引きたる、此筑前風土記の文は、古事記の文と參考する時は、却て諸神社には、各祭神有るとの明證にこそなれ、氏が説の證には、毫も其效なきを知るべし、

氏は又三器を以て神座を飾るは、天安河の會議に創りたるに非ず、遙の以前も無典の古俗なるべしと云へるが、是亦氏が例の想像に出たる全くの妄説なり、氏が氏は又巧みに文を弄して、其續きに韓土にも似たる風俗ありとて、前にも云へる如く、魏志に馬韓信鬼神云々、立大木懸鈴鼓事鬼神と云ふと有るを引き、我は鏡玉を懸け、彼は鈴鼓を懸く、其物の異なれども大方は同じと云ひて、別章に、忍穂耳尊の新羅

より渡來し給へる如く云ひなしたると參照すれば、自然に三種の神器の本原は韓土に在るぞとの意に聞ゆべく、筆を廻して書立たり、然るに氏は、高天原を大倭國となしたれば、此天安河も、必ず大倭の河となすならむ、然れば、彼安河の會議と云ふも、大倭國にて有りしとするか、然る時は、其遙以前とさすは、此風俗は未だ本邦に遷り來らざりし遙か以前より既に韓土に行はれたるも、古俗なりと云ふことならむ、此より外には聞取がたし、若し然らむには、氏が此妄想の根據なるものは、彼魏志の夫木を立て鈴鼓を懸と有る是れあらむ、此外には其根據と見るべきもの無し、果して然らば、實に覺束無き根據ならずや、元來同じ人類の行爲の中には、縱令如何程國を隔つと雖、期せずして符合するもの無しとは云ふ可からず、故に若し彼に正しく我如く、鏡劔玉を賢木に掛けて神を祭るの風俗有りとするも、猶互に特發の法にして、自然に符合せしやも知る可らず、然れば、只其事の相似たればとて、之れを以て必ずしも同根のものとは断定すべきにあらず、況むや、彼は鈴鼓を掛け、我は鏡劔玉を掛く、只木に掛る事の相似たればとて、三器と鈴鼓と何の似たる所か有る、然るを若し是を以て、三種の神器の本原は、彼に在りとするの意ならば、實に杜撰極まりたる妄説

に非ずや斯の如き牽強附會の妄説を設けてまでも内外人をして我皇統の不墜たる三種の神器を蔑如せしめむとする氏より意旨抑那點に有る歟噫

第五久米氏は凡本邦の諸神社は氏か想像に出たりとする惟一の天を崇拜する外に地祇又は人鬼を祭る事は絶て無かりしに社號を祭神の名と誤るより天神地祇の混雜を生じ人鬼を祭る靈廟にまぎれ神道の主旨亂れて遂に謀叛人までを祭りて天子も膝を屈め給ふ歴代の天子は神社に祭ること無く補佐大臣より一郡一邑の長までも神に化するは冠履倒裝の甚しきなりと斷言せり

同書の神道に地祇を祭ると云ふ條は支那の地祇てふ字は后土を祀り社稷を祀り山川を祭ることあるを云ふ我古代にはかゝる例なしとも又地祇とは如何なる神を云ふにやと考ふれば神祇令を見るに凡天神地祇者神祇官皆依常典祭之とありて義解に謂天神者伊勢山城鴨住吉出雲國造齊神等類是也地祇者太神太倭葛木鴨出雲大汝神等類是也といへり出雲國造齊神とは出雲熊野社にて出雲太汝神とは杵築の大社あり熊野社は素盞鳴尊を祭る因て天神とし大社は太汝命を祀る因て地祇としたるにや其別甚明白ならねども支那の皇天后土とは異な

ること明かなりと云ひ又神道に人鬼を崇拜せすと云へる條にも續日本後紀承和七年五月藤原吉野の議に山陵猶宗廟也無宗廟者臣子何處仰といへり此の如く天子は神社を建る例なきに臣下には神社を建て朝廷より祭らるること絶て断てあるべきに非ずあるは後世の神社に祭神を附會したるより誤られて終に神社は人鬼を崇拜する祠堂の如く思ひたるのみとも又其社號に泥みて祭神の名と誤るより天神地祇の混雜を生じ人鬼を祭る靈廟にまぎれ神道の主旨亂れて遂に謀叛人の藤原廣嗣を松浦社に祭り大臣の菅原道真を天滿宮と崇め天子も膝を屈め給ふ歴代の天子は一も神社に祭ることなきに却て補佐大臣より一郡一邑の長までも神に化するは冠履倒裝の甚しきなりとも云へり其久米氏の意推て見るべし

○嚴夫云氏は支那の地祇てふ字は后土を祀り社稷を祀り山川を祭ることなきを云ふ我古代にはかゝる例なし云々熊野社は素盞鳴尊を祭る因て天神とし大社は太汝命を祀る因て地祇としたるにや其別甚明白ならねども支那の皇天后土とは異なること明かなりと云ひたるが氏が斯く云へる意は我天神地祇は支那の皇天后

土と異なれば、信するに足らず、否有名無實なりとなすもの、如し、何ぞ無識なるの
 甚しきや、元來我國は我國あり、支那は支那なり、我國の天神地祇、何ぞ支那の皇天后
 土と相同じかるべき、彼我建國の體を異にし、歴史を同くせずして、我は我傳ふる所
 を以てし、彼は彼が傳ふる所を以する、其相異ならざるを得ざると、兒童と雖、猶能く
 之れを辨すべし、然るに氏は、其同しからざるを奇しき、爲に我天神地祇を信せざる
 のみならず、遂に斷じてこれ無しと云ふに至れり、實に無識に非ずして何ぞや、凡國
 家の性質たる、其互に獨立する所以のものは、各、其體を異にするに依る、又其體の異
 なる所以のものは、則ち建國の基を異にするに依らずむ、非ず、是を以て、彼が皇天
 后土の、我天神地祇に似ざるは、彼が自ら尊とする所なむ、又我天神地祇の、彼が皇
 天后土と異なるは、則ち我尊する所ならずや、故に彼若、彼が皇天后土を捨て、我天神地
 祇を奉せば、彼は既に我に隸するものと云べし、我若我天神地祇を棄て、彼が皇天后
 土を仰がば、我亦彼に屬するものと云はざるを得ざるべし、斯の如く、其理の判然な
 るにも拘らず、我天神地祇の、支那の皇天后土に異なるを以て、我神祇を無しとす、
 は、氏は支那あることを知て、我國あることを忘れたるものなり、我國民たるの性質

を脱したるものなり、吾人は我國家に對して不忠なるもの氏が上に出るは、之れ無
 きを信じて疑ひざるなり、
 ○又氏は、神武帝以來の歴史に、明かに天神地祇を記し、後に神祇官を置き、神祇令を制
 し、續紀の、元明帝、聖武帝の、宣命文にも、天坐神地坐祇となし、地祇とは如何なる神を
 いふにやと考ふれば、神祇令を見るに、凡、天神地祇者、神祇官皆、依、常典、祭之、也、
 義解に、謂、天神者、伊勢山城、鴨、住吉、出雲、國造、齋、神等、類是、也、地祇者、大神、天倭、竊木、鬯、
 雲、犬、汝、神等、類是、也、と云へり、云云、其別甚明白ならずと云ひて、之れを神道に地祇
 しとするの證とせり、然れども此は只氏が自ら不明にして、了解を得ざるに止ま
 り、地祇なき證となるものに非ず、却て地祇あるの明證たり、如何となれば、此中に按、
 唯、義解に、天神地祇の分、方を認むたるのみは有れども、其は下に云ふべし、其他の
 皆天神地祇の有る明證に非ずや、斯の如き事は、辨するも却て愚なれど、氏は如き
 異説あるに對しては、是を云はざれば分らざるべし、因て今一言せむに、先、本邦に天
 神地祇あればこそ、神武帝以來の歴史に、明に天神地祇を記され、又我國に天神地祇
 あればこそ、神祇官をも置き、神祇令をも制せられ、又我朝に天神地祇有ればこそ、續

紀の元明帝聖武帝の宣命文にも、天坐神地坐祇とは、載られたるに非ずや、既に我歴史に斯く記し、我官制に此官を置き、我令に此制を立て、我宣命に此御言有るは、是即ち我國に天神地祇有るの明證に非ずして何ぞや、若し氏が妄説の如く、我國に地祇無らむには、何の爲にか、我歴史に、天神地祇を記さるべき、何の爲にか、我歴史に、天神地祇を記さるべき、何の爲にか、神祇官を置き、神祇令を制せらるべき、何の爲にか、天坐神地坐祇とは、宣はすべき、實に解す可からざるの至りなるに非ずや、而して斯の如きの確證有るにも拘はらず、氏は僅に命、義解に、天神地祇の別ちを謬りたるの一節あるを見出し、之を口實として、巧みに言を飾り、文を弄し、以て世を欺き人を瞞著して、神祇を説破し去り、以て自己の妄説を博するの餘地を造らむとす、何を我國史に對して、野心を逞くするの甚むさや、氏が邪説既に此の如し、吾人は默せむと欲するも、默すること能はざるは、實に止むを得ざればなり、

○氏は既に上に云ふる義解の文を標準として、天社國社と曰、天朝より齋かれたる社を天社とし、國々にて齋かれたるを國社とはするなるべし、今の官幣社國幣社の如し、祭神に因て別つに非ずと云ひたるが、義解に、天社國社を別たるは、大抵氏が言の

如くならむ、然るに氏は此條の義解をも、正確なる解釋と見たるか、余は氏が見識なきに驚かざるを得ざるなり、元來令は我國家の寶典たる事、固より論なしと雖も、其註及義解に至りては、解釋を誤りたるもの一にして止まらず、故に縱令此義解にあればとて、其正邪是非をも擇ばずして、妄に信據すべきに非ざるは、言を待す、今此令の註及義解にも、謬りあるを免かれざる一例を擧むに、先戶令に、凡、戶籍、恒留、五比、其遠年者、依、次、除、とある註に、近江、大津宮、庚午、年、籍、不、除、と有り、然るに其義解には、朝津間稚子宿禰尊、御世、諸氏、爭、姓、紛、亂、不、定、即、盛、煮、湯、令、以、手、探、攪、詐、偽、者、爛、直、誠、者、全、於、是、定、姓、造、籍、是、爲、庚、午、年、籍、と有るは、氏は之を何と解するか、此註に、近江、大津宮と有るは、即ち天智天皇の御世の事にて、庚午、年、籍、と、同、天、皇、紀、の、九、年、庚、午、の、二、月、に、造、戶、籍、斷、盜、賊、與、浮、浪、とある、此戶籍を云はれしものにて、其以後の戶籍は、五比以上に至れば、次第に依て、遠きものより除き去らるゝも、特り此天智天皇九年庚午十一月の戶籍は、之を除かずして、保存し置るゝとの義なること明かなり、

○然るに義解なる雄朝津間稚子宿禰尊の御世とは、即ち允恭天皇の御世を云ひ、而して其湯を探りて、姓氏を正されしとあるは、其四年乙卯九月廿日の詔に、一氏舊息、更

爲萬姓難知其實故諸氏姓人等沐浴齋戒各爲盟神探湯云々於是諸人各赴釜探湯則得實者自全不得實者皆傷自是後氏姓自定無更詐人と有るを云はれし事今更に贅するを待す而して此探湯を行ひて氏姓を正されし允恭天皇の四年は天智天皇の戸籍を造られし九年庚午よりは凡二百五十五年前の事なり加之此允恭天皇の四年は乙卯の歲にて庚午にあらず然るを義解には是爲庚午年籍と云ひ又此探湯を行はれしは氏姓を定めたりとこそ聞ゆれ戸籍を造りたりとは見えす然るに義解には定姓造籍と云るは繆解に非ずして何ぞや然れども又允恭天皇の十九年は庚午に當れば假りに此四年乙卯の探湯を十九年庚午の歳の事なりとし又其氏姓を定められし時戸籍をも造られしとせむかざるにても本註には正しく近江大津宮庚午年籍とありて同天皇紀にも其事の見えたるに其義解に允恭天皇の御代の事を以てせるは誤釋に非ずして何ぞや

○斯くて又令の註にも謬りある一例を舉むに繼嗣令に凡皇兄弟皇子皆爲親王と有る註に女帝子亦同とあり然るに此註の女帝子亦同とは抑何たる事とするか既に平澤元愷の令解會說にも女帝子亦同舊說五字爲白字例或然然女帝無降嫁之理古

今無其事皇后而繼統者其子即先帝之皇子也故女帝子振古無有也と云へる如く道理上よりするも事實上よりするも決めて有るべき由なきとなり斯の如き事を載せられたるは大誤謬に非ずして何ぞや是れ此令の註及義解にも謬解あるを免れざる明證にして縱令此書にあればとて妄りに信據すべからざるは即之が爲なり是を以て氏が我國史を破壊する爲の金科玉條とし水雷船破裂丸の如く思ひ頼みたりと見ゆる神祇令の義解に天神者伊勢山城鴨云々地祇者大神大倭云々と有る分け方の如きも亦此戸令繼嗣令の謬解の類に外ならずして決めて正しき解釋に非ず是等は凡具眼の人ならんにはさのみ識者を要せずとも必一目瞭然たるべし如何となきは此解のみ獨り他の正史に違へばなりさればこそ氏も既に其別甚明白ならずとて之に疑ひを容しに非ずや氏は之に疑を容れながらも其疑はしむものに偏倚して之を標準とし以て他の正史を打破せむと企しは又何等の怪事をや是れ氏が識見無きに就かざるを得ざる所以あり然れば氏は天社國社は今の宮幣社國幣社の如し祭神に因て別つに非すと云ひて熟く我神祇を打破し得たりとなすものゝ如くなれども元來氏が本據とし標準としたる義解の文既に斯の如し

に、天神曰神、國神曰祇と有れば、是れにて明かなり、此は只後に支那の文字を用ゐる、國史を撰録せらるゝ時、天に坐す神に天神と書き、國に坐す神に地祇と書き、彼天神地祇の文字を以て、之れに填たるに過ず、何を怪むに足らむや、

○斯くの如くにして、地祇とは即ち國神なる事、云ふまでも無れば、此の地祇の文字には、さのみ拘はるべきに非ざるに、氏は地祇の起りを釋ぬるに、紀に神武帝宇陀より磯城磐余へ打入の前、天神訓之曰、宜云々而敬祭天神地祇と有るを地祇の始見とす、其時弟猾の奏には、今嘗云云祭天社國社之神に作りたれば、天神地祇は天社國社と互文にて同じきを知る、時に椎根津彦井光石押別皆軍に従ひたれば、所謂地祇は只大三輪社あるのみと云ひたるは、抑何たる意とするや、更に解すべからざる云ひ方なり、如何となれば、氏も既に天神地祇は天社國社と互文にて同じきを知ると云ひたる以上は、天神の社を天社とし、地祇の社を國社とする事は、既に了解し、之の如し、果して然らば、地祇は即ち國神なりと云ふことも、自然に解して居るべき譯なり、加之椎根津彦井光石押別を、姓氏錄にも、地祇の部に入れたれば、氏は之を地祇となしたるを、神武天皇紀には、椎根津彦も井光も皆臣是國神と、名の異出

たる事の見えたれば、氏が得意の比較的研考を用ふれば、地祇は即ち國神なりとは、決めて知り難き事に非ず、然るに氏は殊更に、地祇の起りを釋ぬるに、紀に神武天皇紀に、天神地祇と有るを引出て、始見とすと云へるは、地祇と云ふ文字の始見と云ふの義が、さるにても、地祇の起りを釋ぬるにと云ひ、又所謂地祇は只大三輪社あるのみと云へるを思へば、さにはあらずして、氏は全く地祇即ち國神の起りを以て、神武天皇の御代となすものゝ如し、豈に又誤解も甚しきに非ずや、若し然らむには、前に舉たる、足名稚手名稚及猿田毘古神等の、僕者國神云々と云はれたる、又高皇產靈尊の御言に、國神と宣はししことのあるが如きは、何と見たるか、實に解す可からざるは、氏が説と云ふべし、

○以上述ふる如くなれば、氏は斷して神道に地祇無しと云ひたれども、其は氏が我國の地祇を知らざるに過ずして、地祇無きには非ず、譬へば米國の如きは、コロロンビユを待て始めて發見したる國あり、故にコロロンビユスの以前に在りせば、米國土人の外には、米國有るを知れるものなし、其米國有るを知らざるを以て、米國なしとするは、實は米國なきに非ず、唯知らざる者の之れを識ざるに過ぎるのみ、今氏が地祇

には、應神天皇をも祭らるゝ事を傳ふ、以上は皆延喜式内の神社にして、天子を祭ら
 せられたる確證なり、又筑前國の式外、香椎廟には、神功皇后を祭らるゝ事、兵範記に
 之れを記し、又筑紫古風土記の文を引て、諸神記、諸社根元記にも之れを載せ、猶此外
 社傳によれば、長門國、豐浦郡、忌宮神社も、仲夏天皇を祭ると傳へ、因幡志には、因幡國、
 八上郡、都波只知上神社二座は、景行天皇、日本武尊の二神を祭ると有り、此二社も皆、
 延喜式内の社なり、此外にも猶多し、斯くても氏はなほ天皇に神社を建る例ありしと
 云ふか、杜撰も亦甚しきに非ずや、氏は八幡大菩薩を、神功皇后、應神天皇といふは、佛
 法入たる後の事なりと云ひたれば、暫く八幡宮は、此中に數へざるも猶斯の如し、之
 れを何とかする、實に庵漏極まるに非ずや、
 ○然るに本邦の諸神社は、之を細別すれば、數種の差別有るべきも、大概諸家の祖宗即
 ち其氏神の社に非ざるは、少なし、今其一二の例證を擧むに、先安房國、安房郡、安房神
 社は、齊部氏の祖神太玉命を祭る、古語拾遺に、阿波、忌部所居、便名安房郡、今安房國是
 也、天富命、即於其地立太玉命社、今謂之安房社、故其神戶有齊部氏とあり、天富命は太
 玉命の孫にして、神武天皇を輔佐し奉り、天下平定の後、安房國を領す、其太玉命社を

立つると有るは、即其祖神を祭る爲の神社にして、氏が云ふ政事堂の跡に非ざるを
 知るべし、又大和國、十市郡、竹田神社は、竹田氏の祖神、天火明命を祭る、姓氏錄、左京神
 別、天孫の部に、竹田川邊、連は、火明命、五世之孫、建刀米命之後也、仁德天皇、御世、大和國、
 十市郡、刑坂川之邊、有竹田神社、因以爲氏神、同居住焉、云々、因茲賜竹田川邊、連と有り、
 是亦政事堂の跡に非ず、又河内國、若江郡、御野縣、主神社二座は、角凝魂命、天湯川田奈
 命の二神を祭る、姓氏錄、河内神別、天神の部に、美努連は、角凝魂、三世孫、天湯川田奈命
 之後也、と有り、又和泉國、大鳥郡、大鳥神社は、大鳥連、祖神を祭る、姓氏錄、和泉神別、天神
 の部に、大鳥連、大中臣朝臣、同祖、天兒屋命之後也、とあり、又攝津國、住吉郡、大依羅神社
 四座は、依羅氏、祖神を祭る、姓氏錄、攝津國、皇別に、依羅宿禰、彥坐命之後也、とあり、斯の
 如くにして、我國の神社は、延喜の神名帳及び姓氏錄、其他の國史に符合して、其確實
 なるを證するに足るものあり、中には或は國史に漏れ、社傳を失ひて、今日より何と
 も證明すべからざる神社も無きに非ずと雖、其由來する所を推究すれば、大概諸家
 の祖神に非ざるは、稀なり、是を以て我國の風儀たる、其子孫にして、其祖宗を祀り、以
 て万世不易に傳ふ、所謂宇内無比の國体の依て、以て存する所なり、凡日本人たるも

の豈之を知らざるべけむや、而して氏等勉めて之を打破せむとす、之を何とか云はむ。

○以上述ぶる如くなれば、歷朝の天皇を齋奉られたる神社の少くして、臣下を祭れる神社の多きは、更に怪しむべきにあらざ、如何とあれば、臣下は數万家にして、其祖宗多く、皇室は御一系にして、萬世御一世の如し、故に歷朝の天皇は皇祖の神勅を奉じて、古今一日の如く、神宮賢所に仕へ奉らせ給ひ、其皇統を改めさせ給ふこと無きを以ての故に、更に祖宗を立て之を祭らせ給ふ謂れなく、且歷朝の天皇にして崩せさせ給へば、山陵を起して、殊に嚴重に之れを崇め給ひ、古代に在りては、毎歲荷前の使を發せられて、最鄭重に敬まはせ給ふ、何の遺る所ありてか、更に神社を建ることをも要せむ、之れ歷朝の天皇に必しも神社を立給はざる所以にして、其神社の少きは即ち之が爲なり、然れども前に擧たる、氣比神社に、仲哀天皇、應神天皇を、宇治神社に、仁徳天皇を、香椎廟に神功皇后を祭らせ給へるを始め、其他の諸社に、天皇の神靈を齋き奉らせ給へる例あるは、或は御功德により、又は御遺蹟により、所謂特殊の理由ありて、祭らせられしものにして、普通の例とは見るべからず、斯の如くにして、歷朝の

天皇を祭らせらるる神社の少きは、即少かるべき所以有りて少く、又祭られし神社の有るも、即有るべき所以有りて有ることなるに、氏は是等の事をも講究せず、天子に神社を建る例なしと斷言したるは、邪説に非ずして何をぞや、
○又氏は臣下に、神社を建て、朝廷より祭らるることとは、斷てあるべきに非ずと斷言したれど、氏も既に引きたる神祇令に、凡天神地祇者神祇官皆依常典祭之と載せ、又延喜式神名帳にも、天神地祇惣三千一百三十三座、社二千八百六十一處と有りて、悉く新年新嘗等の官幣國幣に預る由を擧られたるは、氏は之を何と解するか、抑此神祇令及神名帳に、天神地祇とある諸神社の中には、臣下を祭る神社の多數なるは、今更云までも無ければ、臣下にも神社を建て、朝廷より祭られたることは、斯の如く國史の明文有るに非ずや、猶遡りて之を云むに、皇孫降臨の時、天社國社を定められしとあるに、なれば、當昔既に臣下の神をも祭られたること明なり、何如となれば、國社に君上の神の有るべき由なければなり、然れば神武天皇紀に、諸神即ち天神地祇を祭らせられしとあるも、崇神天皇紀に、天社國社及神地神戶を定められしと有るも、天社に天神君上の神を祭らせられたるは、云ふを待たず、地祇國社は、孰れも臣下の

神に違ひ無れば、其天神と共に臣下の神をも祭られたること明々白々なり、然るに斯の如く正史に昭々たる明文あるをも、顧みず、氏が臣下をば朝廷より祭らるゝこと、断てあるべきに非ずと断言したるは、我神祇を論却し去りて、之れに代ふるに、彼想像の天を以てせんとする意に出たるべけれど、臆断も亦甚し、

○又氏は後世の神社に、祭神を附會したるより、誤られて、終に神社は人鬼を崇拜する祠堂の如く思ひたるのみども、又其社號に泥みて、祭神の名と誤るより、天神地祇の混雜を生し、人鬼を祭る靈廟にまぎれ、云々とも云ひたるが、氏が斯く云へる意を推すに、氏は我國の神社は、氏が所謂想像の天の外に祭神と云ふものは、無きことなるに、後世に至りて、諸神社の社號を直ちに祭神の名に附會して、某神社は何神を祭り、何神社は某神を祭ると爲すより、其何神某神と云ふ中には、天神の名も有れば、地祇の名も有を以て、天神地祇の混雜を生し、又某神何神と云ふ中には、人名もあれば、人鬼を祭る靈廟の如くも、思ひまされたりとなすもの、如し、何を思はざるの甚しきや、既に氏が引きたる、攝津住吉神社にても能く考へ見よ、神功皇后紀に、表筒男、中筒男、底筒男、三神誨之曰、吾和魂宜居大津、淳中倉之長峽、便因看往來船、於是隨神致、以鎮

坐焉とありて、同社は此時鎮祭せられたる事明かなり、其後神功皇后をも亦同所に鎮祭し奉られ、因て以て四座となりたり、神名帳に攝津國住吉郡住吉坐神社四座、并名神大月次相嘗新嘗とありて、現今にても住吉神社は四座なり、歴史と實蹟と真正に符合するものに非ずや、而して社號は之を住吉と稱じ、祭神は之を表、中底筒男神、並に神功皇后の四神と稱し奉る、當社の如きは、社號に何と泥み、祭神を何と附會して、斯の如くはなりたりとするか、氏が説實に誣罔を極むと云ふべし、

○猶一例を舉むに、是も氏が引きたる、大和國石上坐布留御魂神社は、詔靈の神劍を神体として、祭られたること固より論ず、然るに氏が此神社は、垂仁帝の時建られたる武庫なりと云ひたるは、同天皇紀に、五十瓊敷命の石上神宮に川上部と名けし劍、一千口を藏められし事と、其劍などを納むる、同神宮の神庫を、大仲姬命に授けられし事の見ゆたるより、神宮と神庫とを思ひ混へたる説にて、云に足らざれば、強て辨せず、しかし此神社の鎮座になりし時代は、何時の事か傳へ無なければ、之を知るに由無けれど、垂仁天皇以前にありしことは昭々たり、何を以て之を云ふぞとなれば、五十瓊敷命の劍を納められし事を、記には、是奉納石上神宮と記し、紀には藏于石上

神宮也と書きて、孰れによるも、在來の神宮に納めしこと、聞えて、此時神宮を建ちしとは、見えざれば、亦、而して此神宮の祭神は、前にも云へる如く、建御雷神の神靈のこもれる、詔靈劍を祭れり、抑此劍は記の神武天皇の御卷に、天皇熊野村に到り給ふ時に、高倉下が夢に、天照大御神高木神二柱の神、建御雷神に、汝降りて我御子を助け奉れと命おほせ給ひし時、建御雷神の御答に、僕雖不降、專有平其國之横刀可降、是刀と有りて降し給へる劍なるを、其註に、此刀名云佐志布都神亦名布都御魂、此刀者坐石上神宮也とありて、高倉下が、此劍を天皇に献れる時、忽ち靈威の驗れて、皇軍に大功有りし事は、記紀共に載せて詳かなり、然るに此劍は即ち建御雷神の御魂のこもれること、彼伊勢神宮に齋き奉る神鏡に、大御神の御魂のこもり坐せるに異なることなきを以て、其後石上神宮に、齋き奉られたりとも見ゆたり、此神宮のこと、斯の如く記紀に昭々傳へられしのみならず、神名帳にも、山邊郡に、石上坐布留御魂神社と載せ、現今にも石上神宮有りて、即ち詔靈神を祭る、是亦歴史と遺蹟と實に能く符合するに、非ずや、當社の如きも、何をか社號に泥み、何をか祭神を附會したるも、斯の氏が説奇も亦甚しと云ふべし。

○今猶一例を舉むに、是亦氏が引る、信濃國諏訪郡南方刀美神社二坐は、大己貴命の子建御名方富命、八坂刀賣命の二神を祭る、此二神を祭る事は、續日本後紀、文德實錄三代實錄共に此二神を並べ記せるにて明なり、之を上宮と云ひ、又南宮大明神と云ふ、また本社北三里下諏訪村驛の北に一社あり、之を下宮と云ふ、又同神を祭る、而もて記の上巻によるに、上古建御雷神、天神の勅を受給ひて、大國主神の許に天降て、服従せしめむとし給ひし時、建御名方神、其力を恃みて、輒く歸順し奉らざりしを、遂に其神の威力に對し得ずして、即逃去り給へるを、建御雷神之を追て、科野國洲羽海に迫りて、將に殺むとし給ふ時、建御名方神、白恐莫殺我、除此地者不行他處、亦不遠我父大國主神之命云々と有りて、即此地に鎮座し給ふ、之を諏訪神社の始とす、斯の如くにして、氏も既に彼地に遊ひたりしと云ひたれば、必ず其實地を知れるならむ、現に今も諏訪湖に接したる地に、南方刀美神社有るは、歴史と實蹟と符合して、争ふべかざるもの有るに、非ずや、然るを氏は、神名帳に、南方富神社とあり、富は刀賣なり、健南方命の、其女をして天神を齋かせしむしに、因て稱するなりと云ひたるは、是こそ社號の富を刀賣と云ふ説の有るより、思ひ付きたる附會説に、非ずして、何をや、

然も其女をして天神を齋かせしめしとは、抑何の據ありてか斯くは斷言したる實に杜撰極まるに非ずや、

○以上辨する如くなれば、社號に因て附會を爲は、所謂夫子自ら云るものにて、即ち氏がことなり、神社には然る曖昧たる事は決めて有ることなし、天神地祇は固より天神地祇なり、中に就て、人靈を祭れる神社は、固より人靈を祭れり、後に附會したるに非ず、然るに氏は終に神社は人鬼を崇拜する祠堂の如く思ひたるのみと云ひて、元よりは人靈を祭りたる神社はなかりしを、後の人之を人靈の祠堂靈廟と、思ひ混ひたるに過ぎるもの、如く云ひなしたれど、是亦例の邪説なり、其由は前の辨にて大概分りたれど、今又更に其例を擧む、先古き神社にて之れを云へば、神名帳肥後國阿蘇郡、建磐龍命神社は、即ち肥後國の一宮なり、神武天皇の皇子、神八井耳命の御子、健磐龍命亦名阿蘇都彦命を祀ること、阿蘇大宮司系圖、阿蘇社縁起等に詳なり、又備中國、賀陽郡、吉備津彦神社は、即ち吉備國一宮なり、孝靈天皇の皇子、比古伊佐勢理毘古命亦名大吉備津日子命を祭ること、吉備津社記に委し、此兩神の如きは、即ち其祭神の名を以て、社號となしたるものにて、殊に日本紀畧によるに、淳和天皇弘仁十四年

十月壬寅に、從四位下勳五等健磐龍神に、封二千戸を充奉るとあるを始め、其後の歷朝に於て、神階を授奉られたること、歴史に昭々たり、又吉備津彦神社も、仁明天皇紀の、承和十四年十月甲寅に、無位吉備津彦命神に、從四位下を授け奉ると、有るを始め、歷朝に神階を授奉られたる事、是亦歴史に明白あり、斯くて之を史典に載するに、健磐龍神、吉備津彦命神と直に其神名を指れたるは、是即ち其名の神靈を祀らるゝ明證に非ずや、

○今猶一例を擧むに、上總國長柄郡橋神社は、今同郡二宮庄、本納村、帆岳にあり、吾妻大明神と云ふ、日本武尊ヤマトノミコトの後、弟橘比賣命を祭る、而して此命を此所に祀られたる所以は、古事記によるに、日本武尊、御東征に際し、走水海シロミヅノウミに於て、暴浪に遇せ給ひし時、其後弟橘比賣命、妾易御子而入海中と申して、海に入り給ひしに、其暴浪自ら伏て、御船進ミフネノシメむことを得給ひし由を記し、其末に故七日之後、其后御櫓ミウラ依于海邊、乃取其櫓、作御轅ミウラ而治置也と有る、即ち是れにて、土人傳云ふ、橘姫の櫓を収めて、墓を作りし所、今の社地にして、其形狀全く山陵の如しと、斯の如くにして、歴史と神社と全く符合して、争ふべからざるもの有るは、是れ即ち確實なる明證に非ずや、此神社の如きは、其弟橘

姫命の靈を祠ること、又何ぞ多言を要せむ、唯此數社に止まらず、既に述べたる如く、我國の諸神社、其七八分は、大概諸氏の祖宗、即其氏神に非ざるもの少き時は、氏が所謂人鬼を崇拜する祠堂と指すもの最多きを知るべし、

○然るに、氏は神道の主旨、乱れて、遂に謀叛人の藤原廣嗣を松浦社に祭り、大臣の菅原道真を天滿宮と崇め、天子も膝を屈め給ふ、歴代の天子は一も神社に祭ること無きに、却て補佐大臣より一郡一邑の長吏でも神に化するのは、冠履倒裝の甚しきものなりと云ひて、我古代の朝議を蔑如し併せて、我明治の御世の制をも侮慢したるは、無禮不敬の暴言なるのみならず、文盲無識なる所爲と云はざるべからず、如何と云へば、氏も亦日本臣民の一人に非ずや、臣民にして上に對する、必ず禮義を失ふ可からざるは言を待す、然るに氏は學理上、神社の事に就き、自己の齎見に誤られて、其妄想を制するを能はず、氏一已の上に於て、縱令彼想像の天の外に、神祇は無きものなりと臆斷したるにも、われ我皇室に關する事を申さむに、或は冠履倒裝と云ひ、又は天子も膝を屈めなと、何ぞ不敬侮辱の慢言を用ひたるや、是に至りては、大義を知り名分を辨へたるもの、言とは思はれず、人として大義名分を知らざるは、文盲無識

に非ずして何ぞや、而して氏は歴代の天子は一も神社に祭ること無きにと云ひたれども、天皇を祭れる神社のあることは、既に辨したるが如く、又臣下を祭れる神社の多うるも、是亦前に云へるか如し、何の冠履倒裝と云ふことのあるべき、且臣下を祭れる神社に行幸有りしが如きは、現在なる臣下の家に行幸在せらるゝと、何の異なること有らむ、然るを氏は構へて、天子も膝を屈めなと、忌憚おく之に侮辱の辞を用ひ、甚しき失体の如く云ひなし、無學の徒をして、皇室を輕慢するの意を起さしめむと、實に非ずして何ぞや、氏が言已に斯の如し、吾人は憤激せざらむと欲するも、實に止むこと能はざるなり、

○氏は妄りに、神道の主旨、亂れて、藤原廣嗣を松浦社に祭り、菅原道真を天滿宮と崇むと云ひたれど、抑氏は何を標準として、神道の主旨、亂れたりと断定したるか、太宰少貳藤原廣嗣朝臣は、僧支助等の奸人を除き、朝廷を清め奉らむとして、兵を起したるも、遂に朝敵の名を食ひ、其事の成らざるを以て、海に入て死し、其後靈變屢顯れ、災異頻に起ると以て、聖武天皇の天平十七年、吉備朝臣眞吉備公に勅して、其靈を肥前國松浦郡鏡宮、即ち松浦明神に鎮祭せしめられ、又贈太政大臣菅原道真公は、始め宇多

天皇の寵遇を得られ、我朝にも古來稀なる國家の忠臣なれども、醍醐天皇の御世に至りて、全く讒言の爲に、筑紫に貶せられ、遂に彼所に薨せられしも、明靈威神の徳、後世に至りて愈明かになり、殊に延喜中、雷電霹靂の災異屢顯はれ、其後公を諱したる者、及其宗族變死するもの多く、且種々の靈異の有りしを以て、遂に太宰府及山城國北野に、天瀟宮とは齋かれたるものにて、要するに孰れも、我國家に至誠至忠の良臣たりしを、奸人讒者の爲に遮れて、一時は悪名を受け罪人となりて、之を清むること能はずして、終に空くなりたる事の、後に至りて判然し、より、斯くは重くも祭られしものなれば、所謂聖恩の忝き死後にも及ひたるにて、凡忠義の志あるものは、落涙して感佩し奉るべき事なり、何ぞ神道の主旨の亂れとなすべき、然るに氏は斷して、神道の主旨の亂れと云へり、何を誣罔の甚しきや、

○又氏は、我明治の御代の制をも、侮慢したりと、斷言すべき所以は、此明治維新の今日に在りて、霧島神宮、新田神社は、共に皇孫彦火瓊杵尊、鹿兒島神宮は、彦火火出見尊、鶴戸神宮は、武鸕鷀草葺不合尊を祭らせらるゝ事を、明示せられ、且宮崎宮、檜原神宮は、共に神武天皇、男山八幡宮、宇佐神宮、鶴岡八幡宮、宮崎八幡宮等は、共に應神天皇、香

椎宮は神功皇后、白峯宮は崇徳天皇、淳仁天皇、赤間宮は安徳天皇、水無瀬宮は後鳥羽院天皇、土御門院天皇、順徳院天皇、吉野宮は後醍醐天皇を祭らせられ、又宍山神社は彦五瀬命、建部神社は日本武命、鎌倉宮は護良親王、井伊谷宮は宗良親王、八代宮は懷良親王、金崎宮は尊良親王を祭らせらるゝ以上は皆天皇并ひに親王等の神靈を祭らせらるゝ神社にして、中には往古よりの神社もあり、新に祭られたるもあり、猶此外にも多かれども一々は之を擧ず、又臣下の神社に於ても、談山神社は藤原鎌足公、護王神社は和氣清磨卿、小御門神社は藤原師賢公、菊池神社は藤原武時卿、港川神社は橋正成卿、名和神社は源長年卿、阿部野神社は源親房公、源顯家公、藤島神社は源義貞卿、結城神社は藤原宗廣卿、四條畷神社は橋正行卿、建勳神社は本信長公、豊國神社は豊臣秀吉公、東照宮は源家康公、豊榮神社は大江元就卿、常磐神社は源光圀卿、照國神社は源齊彬卿、梨木神社は藤原實萬公を祭らるゝ以上は皆臣下にして、國家に功勞の著明なりし人等の靈を祭られたる神社にて、是亦中には往古よりの神社もあり、又新に祭られたるもあり、猶此外にも多かれども一々擧るに遑わらず、是等は皆當時の官祭に預る所たり、氏は之を何と見たるか、

○中に就ても、葦葎の下なる靖國神社、及諸府縣なる招魂社の如きり、皆維新前後に於て國事に斃れし人の靈を祭らるゝ所にして、今猶其遺漏に係る人の靈を祭る加へられのゝ有るは、小兒と雖能く之を知らざるものなれ、殊に靖國神社の如きは、年々其大祭には勅使を立て幣帛を供せらる、實に國家大典の一部に非ずや、然るに氏は補佐大臣より、一郡一邑の長までも神に化するは、冠履倒裝の甚しきなりと云ひて、人靈を祭るを不法なること、の如く云ひなし、以て之を論却し去りたり、今日の朝を侮慢ししに非ずして何ぞや、凡臣民の國家に於る、若し上は誤謬ありと認るゝ處の時は、身を致し、之を諫むべし、何ぞ是を世に喋々すべしものなむや、是等議論者を待て知べきことに非ず、然るに氏は事爰に出ずして、邪説を天下に發行し、我國の歴史を反古の如く云ひなし、其禮典を虛誣の如く説たて、以て内外人を惑、我國家古代の歴朝を蔑視し、延て今日の制を輕慢せしむ、實に之を何ぞの宗は、第六久米氏は、忍穂耳尊新羅より渡りて、豊前國田川郡香春神社の所を行在、西國を征定せられたりしと云ひて、我皇室の御祖宗を以て、新羅より渡來し給ふる神靈の如く云ひなしたる、

其は前書、神道に人鬼を崇拜せずと云ふ條に、豊前國香春神社は、神名帳に田川郡小辛國息長大姫大目命神社、忍骨神社、豊比咩命神社とある三座に、手觸は韓國なり、息長大姫大目命は以前の領主にて、忍穂耳命新羅より渡り此處を行在せしと、西國を征定せられ、後に豊姫の受領せし地と思はる、社殿は、其政事堂より、土佐國香美郡に天忍穂別神社あり、別は造別の別なり、紀の最行帝の孫に、當今之時謂諸之別者、即ち其別王之苗裔焉とあるは、て知るべし、此も忍穂耳尊豊前より土佐の途次に、しづし駐蹕あり、し地なるべしと云ふなり、新久米氏の意中、は、天忍穂耳尊は新羅より豊前の田川郡に渡來し給ひ、西國を征定せられたる、夫も、南海の土佐を経て、大和國に、遷り給ひしなりと、妄想せしもの、是を疑ふ、殿夫云氏は古代の國縣の分割、造別受領の蹟を徵せず、例へば、豊前國香春神社は、神名帳に、田川郡小辛國息長大姫大目命神社、忍骨神社、豊比咩命神社とある、三座にて、辛國は韓國なり、息長大姫大目命は、以前の領主にて、忍穂耳尊新羅より渡り、此處を行在として、西國を征定せられ、後に豊姫の受領せし地と思はる、社殿は、其政事堂よりと云ひたるが、如何にも神名帳に、豊前國田川郡に、此三社の有ること、其、疑ふたれ

八固より論なし、又此三社の同郡香春峯に坐すと云ふ事、續日本後紀、承和四年の
 大率府の上言に見えられたれば、是亦亦更云ふまでも無きことなれ、其神に就きて、其
 は息長大姫大目命と申定が以前の領主にて有りしとは、嗣はは諸皇之の孫知事
 るか又忍穂耳尊が新羅より渡り、此を行在せしめて、西園を征定せられたる事と云ふも
 何の歴史にありてか之れを云へる、又後醍醐天皇が受領せし地、地味地味、朝の御所
 元來斯の如き古今未曾有の事を云ひ出さるには、何れも先記確實なる證據を
 舉て其證據によりて之れを説明すべしと勿論なるに、既述更に之れを舉ぐ、其
 はると云ひて之れを結ひたるが、氏が妄想には之れを證明する次の道直有る、星野
 ての所爲か、實に抱腹に堪ざる事に非ずや、七かも分註、難志、第廿一、續聖野氏の論
 説を參考と有るに因主、之を見らば、星野氏は、釋日本紀に引る、豐前國觀土記に、田河
 郡鹿春鄉昔者新羅國神自度到來住、此河原、便即名曰鹿春、神と云ふ、其有る處、引て本
 據を亦し前に云へる續日本後紀、承和四年十二月の、大率府の上言、及神名帳なる事、豐
 前國田川郡三座の社號等と引る、之を參考して、附會の妄説を辨遣せり、而も星野
 氏は、忍穂耳尊を新羅より度り給ひしと云はるは、同也、神名帳、此は又豐良、神名帳、忍

穂耳尊の稱后と云ふ、息長大姫大目命を忍穂耳尊の御母と云ふ、辨手、其、妄説を附會せり、
 是又覺る事、失笑せらる、幼稚なる妄説なれども、古典を讀み、内外主客を辨せざる
 至愚の徒、又は新奇を好む浮薄漢は、斯る邪説にも、或は疑議を生ずるの懼れ無しと
 云ふ、其、辨れ、此は又別に辨すべし、然れば、此、星野氏の論説の中、其、大目命が
 前の領主にて、豊比、神命が受領せし地なると云ふことは、其本據とする所有ることな
 ければ、此は全く氏が妄想に出たる無根の造言なるに、加之、星野氏は、大目命を以て、
 妄りに忍穂耳尊の御母とし、氏は又之を以前の領主とす、星野氏は、豊比、神命を以て、忍
 穂耳尊の稱后とし、氏は又之を後の領主とす、其共に妄想に外ならざる、無根の造言
 なること、推して知るべきのみ、氏等史學家を以て、自ら任する身とし、而も、我皇
 の御祖宗に關する事を述ぶるに當りて、何ぞ筆を下すこと、の、誤り、彼、馬、年、八
 夫、傳、書、密、竹、田、出、雲、が、かな、手、本、忠、臣、藏、を、作、ら、る、は、同、日、の、談、に、非、ざ、る、か、氏
 等若良心あれば少か願る所われ、
 ○然れども、風土記に昔者新羅國神自度到來住、此川原と有りて、同郡香春峯に、神國息
 長大姫大目命神社有れば、此、神國息長大姫大目命以下の三神共に、即ち其の昔新羅

より來れりある神なるを以て斯く辛國とも冠せられたに非ずやと云むか、此は我國史を讀むことなく、始めより海外の學にのみ從事し、先入主となりたるの結果我國の臣民たるにも拘はらず、已れ海外人の如くなりて、自國を蔑視し、何をかな我國の汚點を見出し、之を喋々するを以て、心高きことゝなす、辨人の中には、或光と聞るものも有むか、苟も國史を繕き、我國家の成立を知りたるものより見れば、見蓋の戲言と云の外無し、然れども維新以來、我國の風潮頗に一變して新奇に奔る人情とありたれば、却て其の兒童の戲言に均しきことと、與するものゝ多からむことを恐る、仍て今聊か之を辨明せむ、夫辛國、息長太姫太目命とは、先息長大姫は、息長大帶姫の帶の字の脱たるにて、此は神功皇后の御名なること疑ひなし、其例は、神名鏡、御宇佐郡に太帶姫廟神社と有るも、神功皇后にして、殊に此方には、上に息長と有るのみならず、三代實錄、貞觀七年二月廿七日の條には、辛國、息長比咩神とも載せり、且、同國は神功皇后の御遺蹟多き地なるも、思ひ合すべし、扱は何故息長の上に、辛國と冠せられたると云はむか、其は今更に辨するを待たず、辛國は韓國にて、皇后は三韓を征服し給ひし、御功德の廣大なるより、韓國を平げ給へる、息長大帶姫と申すの意を以

て斯くは稱へ奉れること疑ひなし、今其韓國に就ての二二例を舉むに、姓氏錄、和泉國、神別天神部は、韓國、連采女、臣、同祖、武烈天皇、御世、被遣、韓國、復命之日、賜姓、韓國、連と有り、此韓國連の如き、之を韓國と云へども、韓國より來れるに因て、斯る姓を賜はるしに非ず、即ち采女臣の同祖と有れば、神饒速日命の後にして、全く神別の裔なれども、韓國に遣はされしに因て、韓國連の姓をば賜はりたるあり、又、羅津國、神別天神部に、物部、韓國、連、伊香、我色、雄命之後也とあり、又、舊事紀、天孫本紀にも、物部、鹽古、連、公、葛野、韓國、連等、祖とも、物部、金古、連、公、三嶋、韓國、連等、祖とも有るは、孰れも饒速日命の神裔にして、韓國連の姓を名のれるは、韓國より來りしによるに非ざること明らかなり、又、神名帳、出雲國、意宇郡、玉作神社、楯夜神社、佐久多神社の三社、又、出雲郡、阿須伎神社、出雲神社、曾根能夜神社の三社、各せて六社には、各其相殿に同社坐、韓國、伊太、氏神社とあり、伊太、氏は伊太、祁と其音相近くして、即ち五十猛命なること今更に云ふを待す、而して此命を韓國、伊太、氏神とも稱する由は、神代紀の一書に、素盞鳴尊、其子五十猛神、降、到、於、新羅國、中、此、地、吾、不、欲、居、遂、東、渡、到、出、雲國、飯、川、上、と、初、五、十、猛、神、天降之時、多將樹種而下、然、不、殖、韓、地、蓋、以、持、歸、遂、始、自、筑、紫、凡、大、八、洲、國、之、內、莫、不、播、種、而

成青山所以稱五十猛神爲有功之神即紀伊國所產大神是也ともあれ此神守御父
 素戔嗚尊に從ひて韓國に往返し給ひし御由緒あるに因て韓國伊大氏神と稱稱さ
 なり是等の例を推す時は神功皇后を韓國息長大帯姫と稱へ奉れること何ぞ奇に
 足らむ然らば大目とは又何如なる意を以て斯くば負せたること云はむが此は何と
 も解し難きに似たれど續後紀には大目を大日に作り又同紀の異本及釋紀の前田
 本等には大自は作りたるを思へば大目大日ともは大自の誤互にて此も亦大刀自
 の刀字の脱したるものならむが其は大刀自とは神魂大刀自神カミスヒホトシノ大刀自神カミの類皆
 女神の尊稱にして後世に至りても婦人を尊びて某刀自と云ふ例多ければなり斯
 く見る時は韓國息長大帯姫大刀自命にて神功皇后に坐すこと決りて疑ひなし
 ○又忍骨神社の事は後に云ふべし豊比咩命神社は獨此田川郡に座すのみならず神
 名帳筑後國三井郡に豊比咩神社あり又肥前國佐嘉郡にも與止日女神社ありて孰
 も同神なりと云故に此三社を合せ徵すれば自ら判然する者ありむ而して豊姫は
 與止日女の亦名にして即神功皇后の御妹虚空津比賣命なりと云事は肥前國志記
 宇佐託宣集一宮託諸社根元記聖母因緣記乃幡宮緣記氣比社舊記等の諸書に見え

たり然るに氏は田川郡は豊姫が忍穂耳尊より受領せし地と原はる云云はたそ終
 此筑後三井郡なる豊比咩神社に就ては此地は何と解するが氏は後對馬豊岐隱岐
 但馬播磨等に海神社あり筑前志賀島の海神社の兼領地なるべしと云へばよ
 れは是も亦田川郡の豊姫の兼領地となすならむ然るに氏は又田川郡の神名帳續
 後紀等に三社を列ね載せて有るに因て幸國大姫大日命を以前の領主とし忍穂耳
 尊新羅より渡り此處行在せむ後に豊姫の受領せし地を思はると云ふはよはは
 此筑後三井郡も亦神名帳に高良玉垂神社伊勢天照御祖神社豊比咩神社と並ぶ
 せられたれば此も亦高良玉垂命が以前の領主にて伊勢天照御祖神伊勢より渡り
 て此を行在せさせ給ひ後に豊姫の受領せし地を思はるとは然るに氏は又
 ひは首尾合す前後讀かすに更は解す可からざるものなるべし又然りとせば
 氏は歴史は地名人名等傳ふる事の必要有るは過言なるものば其事蹟の
 如きは時勢の變遷に應じ世に娵び時に沿ひ人心の向ふ所は合せ自國の爲想に任
 せ其時々勝手隨意に妄作すべしもの心得なきは如難し豈をな後怪なる史學家
 に非ずや

○以上辨する如くなれば、辛國息長大姫大目命、豊比命の、彼新羅より來りし神に非ざる事は、既に判然したるならむ、故に是より忍骨神社の事を云はむ、氏は斷じて忍穗耳尊を以て、新羅より渡り來給ひしと云ひたれど、是亦其本據とする所は、鬼にも角にも、例の風土記に新羅國神と云へるを、忍穗耳尊なりと臆斷して、是を變をするに外ならざるへし、然れども、此は只新羅國の神度り來りて、此河原に住とるを有れ、其神即ち忍穗耳尊なりとは、何にも所見あることなし、然るに氏等が強て之を云ふは、彼風土記に、即名曰鹿春神とありて、續後記承和四年の、太宰府の上言にも、管豊國田河郡香春峯神云と有る以上は、定めし其三社の神が、新羅より來れる神ならむとの考に過ぎるべし、而して縦合しか考へたるにも、致せ、其三社とも、新羅より來れる神とするか、或は其内の一社を以て其神とするか、又我正史に參攷するに、其三社の内は、新羅より來れりとも見るべき神の有ること無れど、風土記に名で鹿春神と曰ふとあるは、此香春峯の神には、更に關係無きものとするが、是等は深く研究を盡し、後に非されば、妄りに斷言すべきに非ず、然るに氏等は、記紀二典を始め、我正史に忍穗耳尊の御事蹟の昭々たるをも顧みず、雲を纏むが如き、此風土記の文を、金科

玉條として、種々に附會の説を設け、利へ斷じて、忍穗耳尊を以て、新羅より渡り來給しとすることは、何事ぞや、實に奇怪を極むと云べし、
 ○扱は彼風土記の文をば、之を何と解すると云はむが、此は斷じて、香春峯の三社には、固より關係なきを知る、其は何を以て之を云ふぞとすれば、彼風土記の新羅國神若天忍穗耳尊に坐まさむには、何ぞ新羅國神なき、之を余所々を記すべき、必其忍穗耳尊度り來坐せし正しく載せ奉るべき事勿論なり、又自度到來任、鹿川原と云へるも、決めて皇祖の事を記し奉れる文に非ず、其記事の体、恰勢さき一小神を謂へるに過ぎれば、亦、如之若し此神を以て、眞に天忍穗耳尊に坐まさしめば、我國の古書も乏しがらざる中には、何が聊にても其由を記せる書の、争ぞか世に傳はらざるべき、然るに斷てざるもの、なきのみならず、氏等が縦にも横にも、懸念たずと見ゆる、其風土記に、すら、唯新羅神度り來りてと云ひたるのみにて、其神即ち忍穗耳尊なりと思ひよるべき節毫も有ることなく、適、香春峯に坐す神の中に、忍骨神社あるに附會して、之を妄想するに過ぎず、憐れはかなき本據に非ずや、吾人は斯の如き云ふにも足ざる妄説を以て、昭々たる我正史に傳ふる正傳に代ふべきものに非ざるを

信じて疑はざるなり、既に此正傳に違ふ彼風土記の文の香春峰の三社に關係無き事推して知るべきなり、

○然れば風土記に、便即名曰鹿春神と有るは同記を撰ぶ時其訓の相通を以て河原を鹿春と書しに過ぎるならむ其は此便即の文字に能く意を留めざるを以て、申ちとは取も直さずと云ふ意の文字なれば、爰にては彼新羅より來れる神、此河原に住ぬ、因て取も直さず其神を名て河原の神と曰ふと云ふ意に解すべき、表面にあらすや、是に於て熟考ふるに、元來住此河原と有るをば、必之をカハラにスルを訓じて、カハラにスルを訓じならむ、何によて之を云ふをとなれば、筑紫地方にては、全原をカハラと訓例甚多ければなり、今其證を尋むに、彼内務省地理局の編纂に係る地名索引に於るに、豊前下毛郡に、北原有り、同國下毛宇和兩郡に、原口有り、筑前糟屋郡に、原町原上有り、筑後三浦郡に、原田、上妻郡に、原嶋、山門郡に、原町有り、肥後國鹿野郡市原有り、日向西臼杵郡に、田原有り、琉球摩分仁間切に、石原有るの類猶多し、是に由て之を思ふに、此河原も古代に在りては、河原と訓し事疑ひなし、既に渡邊重春氏の豊前志にも、香春郷今は村名となれり、風土記云、田用郡鹿春郷(在郡東北)此郷之堂有

河年魚在之、其源從郡東北杉坂山出、直指正西、流下、溝會、具漏河、焉此河瀬清淨、因號清河原村、今謂鹿春郷、訛と云ひ、又豊前國志に引る、豊前風土記にも、鹿春郷在郡之東北爾焉、此河瀬清、因號清河原村、昔者新羅國之神、自到來住、此河原故名曰河原神と有るにても知るべし、然れば、前の風土記の文、住此河原、便即名曰河原神と云ふの意なきしを、次の河原に、鹿春の文字を顛置たるが、遂に此妄説の種となりたるなるべし、

○然るに余一説あり、其は此鹿春郷香春峯の名は、其は此河原より起りたる事と云ふことなり、其は元田河の河原と云へる、田河を郡名とし、河原を郷名としたるが、郡名は元のまゝにて存在し、を郷名は何か故有りて、後に鹿春と改めしならむ、其例も甚多し、先山城國名の如き、元山背にて有りしを、桓武天皇の御代は平安の京に、御遷都の後、山城の文字に改められし事、類聚國史、日本紀畧等に之を載せ、又近頃は土佐國高知の如き、元鏡河の河内に、河内と稱たりしを、屢水害の難有りては、後、後に高知と改めたる由、同國の事を記せる書に見えたる類、枚舉に遑めず、此河原の鹿春に於るも亦此類ならむか、今之に思ひ合すへきり、豊前國古史地名考と云ふ、同國大佐野經彦の手に成し書に、抑田川郡三座と在しを考ふるに、昔三所に御社在しなる

べし、續後紀なる峯神社は、此山の頂に在り、豊媛社は香春三の岳の麓に在り、香春神を香春には在りけむ、古は御社の地も別にして、今の御社よりは少北の岡に在り、今に宮跡とて里人の口碑に残れり、扱下香春の地名に、カクカ辛香と云處あり、里人の口碑は、最澄法師唐より歸りし日、此所にて始て香を焼たるに依て、辛香と云とぞ、今考ふるに、こゝにカラカウと云は、此法師の始て香を焼しと云事にはあるまじ、カクカ辛神と云事なるべし、されば、風土記曰、鹿春神云云とあるは、此所にして、則香春と謂地名も、其始鹿神の住たまひし、川原より起たる號なるべし、今辛香といへる地も、清川に流れて川原と可謂地也とあり、

○此地名考に則香春と云地名も川原より起たる號なるべしと云へるは、頗る余が考と同意なれども、其始此神の住たまひし川原より起たる號なるべしと云て、解し方によりては、何となく彼新羅國神の住しに因て、此地名も起りし如く、聞ゆべく書たるは、カクカ聊遺憾無きに非ず、著者の本意も然には非ざるべし、元來此川原より起りたる郡名郷名とする時は、縱令彼神の來り住ざるも、田河は元より田河にして、河原は元より河原なる事勿論あり、風土記の文にても、彼神鹿春郷の河原に來り住るに因て、

即ち名て鹿春神と曰ひしとこそ聞ゆれ、其神に因て、鹿春の地名の起りし事では聞えざるに非ずや、又此地名考に、下香春の地名に辛香と云處ありて、カクカカラカウは辛神にて、彼新羅神即韓神の住しは、此所ならむと云、又其辛香といへる地は、今も清川に流れて、川原と可謂地也とも云へるは、即實地に就ての說なれば、必正說ならむ然れば、新羅神は、余が前に云へる如く、即其辛神の地に住たるにこそ有れ、岑に祭られしに非ざること明かなり、是を以て縱令鹿春香春共に、河原より起りたる地名なりとするも、風土記なる鹿春神は、續後紀なる香春峯に座す三社の神には關係なき、別神なること今更に云ふを待す、

○元來氏が忍穗耳尊を以て、新羅より渡り給ひしと斷言せしは、自家の説にも撞着せり、其は氏の別章に於て、高天原を以て大倭國とし、皇孫尊の日向に降給ふと同時に、皇祖天照大御神は、伊勢國に遷都ありて、東國を經營し給ふと云ひしに非ずや、然るに其御子天忍穗耳尊は、突然新羅より豊前國田川郡へ渡り來給ひ、川原に駐せ給ひて、然も辛國息長大姫大目命の領して居りし地を行在として、西國を征定せられたるとは、奇も亦甚しきに非ずや、氏が妄説の前後打合ざるは、始終の事あれ、今更怪

むに足らずと雖、是等は實に甚しき事にして、笑止と云ふの外無るべし、畢竟斯の如き尻口の合ざる邪説を妄作して、敢て憚らず、且愧ること無きものは、是れ他なし、唯自己の妄想を根據とし、若其妄想に附會すべき事を見出す時は、前後銜首尾齟齬するをも願みず、妄りに書立るが故ならむ、然れば、氏が此一編の妄説たるを證するものは、即ち此一編あり、豈亦抱腹に絶ざることに非ずや。

○以上辨する如くなれば、忍骨神社の彼風土記ある、新羅國神に非ざることも亦判然したるならむ、然るに氏は又、土佐國香美郡に、天忍穂別神社あり、別は造別の別なり、紀の景行帝の卷に、當今之時、謂諸之別者、即其別王之苗裔焉とあるにて知るべし、此も忍穂耳尊豊前より上洛の途次に、しげし駐蹕ありし地なるべしと云ひたるが、忍穂耳尊の豊前より上洛など云との有るべき由なきは、今更に辨するを待す、又天忍穂別神社の土佐國に有る所以、及忍骨神社の香春峯に鎮坐の考等は、下に云ふべし、是に先ち此に一言すべきは、此忍穂別の別を其別王之苗裔焉とあるにて知るべしと云へるも、亦誤解なり、其は記傳景行天皇の卷の條に、其餘七十七王者、悉別、國造、亦和氣、及稻置、縣主也とある傳に、和氣は、國造、稻置などの類にて、番國處

にあつて、上として其地を治むる人を云ふ、名義は別と書るは借字にて、吾君兄の意なるべし、凡て諸の尸みな崇めて呼稱あり、因に此に云べきことあり、御世々の皇子等の御名、及さるぬ人の名にも、某別と云が多き、其も名意は吾君兄なり、然れども、此に擧たる國々の尸の別と、人名の別とは本より異なり、思ひ混ぶべからず、又別賜とは、或は國造、或は別、或は稻置、或は縣主などに分任して、國々處々に配り遣すを云とありて、其分註にも、然れば此別賜の別と、かの國々の尸の別とは異にして、更に相關らざるべしとあるを、人皆思ひ混へて、國々の別てふ尸も、又皇子たちの某別と云ふ御名も、此別賜ふ意より出たる稱と心得たるは、ひかこことなり、國々の別てふ尸は、分たる意にはあらず、故此に、別と書すして、和氣と書たるも、若くは別賜ふと云意と、思ひ混へむを恐ひてなるべし、又皇子たちの御名の別も、分たる意には非ず、垂仁天皇、淤斯呂別命、應神天皇、大鞞別命、又品陀別命、履中天皇、伊邪本別命、如此天皇たちの大御名に負坐るを以ても、別分れたる義には非ざるを曉るべしと、見えたる意にて、氏が引きたる景行天皇紀の、別王之苗裔焉の別とは全く異なり、既に斯の如く先輩の説明有るにも拘はらず、妄に註釋を加へて、人をして誤らしむるは、實に疎漏

極まるに非ずや

○又神名帳土佐國香美郡に天忍穗別神社有るは、決めて氏が妄説の如き譯に非ず、抑同神社は香美郡大忍里庄山川村に有りて、一名を石舟神社と云ふ、相傳へて物部姓の氏神とす、蓋當地は物部姓代々傳領の地にして、今も相隣れる所に、物部村あり、物部川ありて、其傳來確實なり、既に類聚國史に、平城天皇大同五年正月、土佐國香美郡人物部文連全敷女、授少初位上、全敷女、同郡物部鏡、連家主之妻也と有るにても知るべし、斯くて物部姓にして、其氏神に、天忍穗別尊を祭れる所以は、舊事紀に、天照大神太子、天忍穗別尊、娶高皇產靈尊女、栲幡千千姬、誕生饒速日尊、饒速日尊、乘天磐船而翔行於大虛空、天降於虛空、見日本國矣と見え、又姓氏錄にも、物部姓神饒速日命六世孫伊賀我色雄命之後也と有りて、物部姓は饒速日命より出たるに、饒速日命は、天忍穗別尊の御子なるを以て、其氏神として、斯くは祭れる者と見ゆ、又此社其一名を石舟神社と稱するも、蓋饒速日命天磐船に乗て天降り坐せりとあるによりて、負せたる者ならむ、是を以て谷氏の土佐國式社考にも、嘗社棟札正和四年乙卯日、願主物部末近、天正六年戊寅日、檀那末延萬介物部、其祀物部祖神饒速日命也、明矣、其神體玉石一枚

靈鏡一面皆古代物也、其有兩坐者、蓋併鎮父神天忍穗別尊歟と云へるは、又之れを證するに足るべし、斯の如く、土佐國香美郡なる、天忍穗別神社は、物部氏の祖神たるを以て、祭られたる者にて、氏が妄説の如く、此尊の豊前より上洛の途次に、駐蹕有りし地に非ざるは、明かなり、然るに氏こそ却つて社號によりて、妄りに斯る杜撰なることを吐き散したれ、諸神社の祭神の正しき事、是等に例しても知るべきなり、○是に於て熟考ふるに、豊前國田川郡に、忍骨命神社の有るも、即ち此香美郡と同例にて、彼所は、古來物部姓の人の縁故有る地にて、其祖神としての此神を祭れるなるべし、其は何を以て云々とならば、雄略天皇紀十八年秋八月に、物部菟代宿稱物部目連二人を遣はして、伊勢朝日郎を伐しめ給ひし時、物部目連に隨ひ行て、大ひに勇力を顯はし、遂に朝日郎を獲へたる、筑紫聞物部大斧手と云ふ人あり、此は筑紫物部とある以上は、必筑紫の人ならむ、而して此豊前國田川郡に、相接して企救郡ありて、地圖によるに、同郡呼野より、田川郡の香春までは、其距離僅に二里十四町に過ず、其最も近き所にては、殆ど香春に接せるならむ、既に今の田河郡に屬したる地も、其元は企救郡なりし所多かりしと見へて、採銅所村の如き、今にては田河郡に在れども、豊前志

によるに、採銅所^上採銅所町、按ずるに、此村古くは企救郡に属たり、其は三代實錄に、
 元慶二年三月五日辛丑詔、令太宰府採豐前國規矩郡銅苑^{ササ}被郡^{ササ}、備夫吾人^{ササ}爲採銅^{ササ}、
 先、潔清齋戒、申奏、入幡大菩薩宮とあるに、て炳焉しと云へるを以て知るへし、斯の如
 くにして、香春岑神社は、元三座各別所に鎮座にて、同山は三の嶽ありて、南に在て高
 さを一の嶽と云ひ、其北なるを二の嶽と云ふ、一二の嶽の距離凡二百間はかりなり、
 又其北なるを三の嶽と云ふ、三三の嶽の距離亦凡百五十間はかりなりと云ふ、而し
 て一の嶽は辛國息長大姫大目命神社を祭り、二の嶽に忍骨神社、三の嶽に豊比咩
 命神社の鎮座なりしと云へば、或は古代に在ては其邊までも、企救郡の部なりしか、
 も知るべからず、而して今の社地即ち一の嶽の南の麓に御遷座になりて、三座を合
 殿とありしは、遂に後の事なりと云ふ、然れば、此企救郡は、元筑紫聞物部の領地なる
 こと疑ひ無れば、彼忍骨神社は其祖神なること、即ち土佐國香美郡の例を推しても
 知るべし、斯の如くなれば、此香春岑には、元神功皇后の三韓征伐の後、皇后並に其御
 妹豊姫命の祭られて有りしを、其後、聞物部姓の此地を領ずることなりしより、忍骨
 命神社を祭られしものか、又忍骨命神社が先に、後に他の二神を祭られしものか、

其は傳へなければ、之を知るに由なければ、此三神の、彼新羅國より渡り來りし神に
 非ざるとい明々白々なり、其證正に斯の如し、氏が説何ぞ虚妄に非ざることを得む
 や、
 第七久米氏は、天祖の降跡は、今より二千四五百年前と思はると云ひて、皇孫彦火瓊瓊
 杵尊の降臨を、神武天皇紀元後百年内外の事なりと、以て我紀元の年數を、數百年短
 縮ならしめむとするものなり、
 其は同書の新嘗祭神嘗祭大嘗祭と云へる條に、倭國の發達は、彼少昊氏衰世の如
 きを經過する時代ならむ、天皇繼續の世數を、人世の遷率にて推算すれば、天祖の
 降跡は二千四五百年前と思はる、周の中葉なりと云へる久米氏の意は、天祖の降
 跡以來、歷朝御代數を以て、普通人世の年歷壽數に因り、之を推算する時は、三千四
 五百年に過ぎるべしに、我歴史に載する所、大いに之に過たれば、信ずるに足ら
 ずとして、之を採らず、氏は氏が推測によるに、斯の如しと云ふ、意と見わたる、
 嚴夫云久米氏は、我正史を打破し、我國家の組織を攪亂せむとするの極み、遂に我朝議
 に確定して、天下の内外人に公示せられ、現に我國家一般に遵奉しつゝの有る、紀元の年

數を數百年短縮ならしめむとして、我歴史には古代の歷朝の御聖算の殊に長く坐せ
して其御治世も亦久しかりしことを載られたるを、天皇御繼統の世數を人世の通率
にて推算すれば、長きに過ぎて信ずるに足らずとし、毎世に就き數十年を削去り以
て西歷の紀元に相合しめむと欲するもの、如し、亦甚しきに非ずや、然れども此
紀年短縮論に就ては、獨氏のみに止まらず、既に先年以來此類の論をなしたるものも
往々無きに非ざれば、余は是等の類を共に合せて之を論じ、此項に係る辨義は更に一
卷となし、他其之を出さむとす、故に此書に之を省けり、然れども余は一言し置ざる
を得ざることもあり、其は氏は人世の通率と云ふを以て之を標準とし、其通率より多け
ればとて、我古代の歷朝の御治世長さを削去り、以て短縮ならしめむとするものなり、
然るに、氏が其人世の通率を指すは、抑、何に依て誰が之を定めたる通率なるか、余は甚
之を怪むなり、氏にして若真正なる人世の通率なるもの有るを知らば、何ぞ先づ之を
世に公にして、廣く人にも示さざる、之を人に示さずして、氏が獨合點の通率なるもの
を以て、已れ獨推算したればとて、世人は何を以て其通率なるものを知るべき、是れ實
に怪むべきこと、非ずや、

然れども氏が明治廿一年九月を以て、那珂通世氏が日本上古年代考と云へる異説に
雷同の意を表したる書を文と云雜誌に載せて有りしを見しに、仁徳以前に至るまで人
壽の通則を失ふ其妄實に甚し、少くも六百年の増加あるべし、且是まで普通の考へに
は、古代の人は壽考ならむと思へども、余の考には古代は世人壽は短かるべし、日本の
帝王を父子一世にて表列すれば、神武より今上まで六十九世なり、其十世毎に治世の
統率を作るに、三十世より六十世までは、一世の平均三十年に足らず、後の九世のみ三
十一年の平均を得て、今上尙御世年なり、又漢土の帝王にて治世の最確知すべき時代
にては、漢最早し前後漢共に平均二十二年に過ず、今の清は三十年の平均なり、上世
は智巧の心神を括乏する度こそ輕けれども、情慾を恣にし、飲食衛生の不完全なる、天
年を短縮するの度必ず甚しかるべし、然れば仁徳以前一世の平均率は、二十五年、以內
あるべく思はざらむと云ひて有りしを思へば、恐くは氏が人世の通率を指せるは、此氏が
試に我歷朝に就き、或は支那の前後漢、又は清等の歷世に就て所謂其治世の平均を取
しものをして、之を人世の通率とは指定せしあらむ、若し然らむれば、此は只統計學の
學理を誤解し、統計法を濫用して、推算の空理を實歷の上には及ばし氏が假に之を人世

の通率なりと妄言するに過ずして、世間の實際には更に關係有ることにあらず、斯の如き空理の妄想を以て、之を人世の通率なりと思ふか豈に亦奇怪を極むるに非ずや、然るに氏が此書に云へる人世の通率此外に有りとせば、いさ知らず、若此空理の平均説を以て之を人世の通率となすものとせば、氏は元來自らも信じて之を云へるか、世人を愚弄して之を云へるか、若氏にして自ら信じて之を云へりとせば、實に其愚に驚かざるを得ず、又世人を愚弄して之を云へりとせば、實に不信を極むるに非ずや、抑彼スタチスチック家が統計表を作りて、物の平均を試みるは、其實際も此と相伴ふて平均を得るものとなすの謂ひに非ず、又眞實世間の實際に於て平等均衡なるものに非ず、此は唯其大理の有る所を示して、其大体を知らしむるに過ず、今其最も見易き一二例を舉むに、彼主税局本部統計課、明治十八年七月一日の出版に係る、各國富力分頭比較表によるに、本邦の如き、當時資本の分頭は二十圓にして、収入の分頭は十九圓、又租税の分頭は三圓とあり、然れば其時日本人は平均一人に就き、一ヶ年に二十圓の資本を持って、十九圓の収入有りて、其内より三圓の租税を納めて居るの割合なり、是即ち統計上に表はるる所にして、其分頭の平均に於ては、或は之に違ひし事は無

きものならむ、然れども、其實際に就て之を云へば、決して斯の如きものに非ず、中には一人にして數百萬圓より數千萬圓に至るの資本を持って、又之に應ずる収入もあり、之に應ずる租税をも納むる岩崎三井等の如き者も有れば、之れに反して一厘半錢も持たず、却つて債を負ひ、或は租税を納むるは、扱置き、自己が一身をだも持ち得ずして、人の厄介にのみなりて居る兒童老人の類の者も、夥しきは即ち眼前の事實にして、爭ふ可からざる所に非ずや、然れども平均を取る時は、前の如し、人の命數の如きも亦然り、其老幼壽夭に拘はらず、統計して其平均を見る時は、國に依り時代に依りて、多少の差無きに非ざるべきも、或は三十歳内外に於て其平均を見ざるに非ざるべし、然れども此は只統計上にて試に其平均を見るに過ずして、實際に於ては中には八九十歳より百歳以上に至るものも有れば、又四五歳乃至一二歳にだも至らざる者も無きに非ずして、其平均を得ざること前の資本租税等の分頭に於るも異あること無し、是等は唯學理上に於て、試に之が表を製し、見易く其理を示して、或は國家經濟の度を計り、又は人民衛生の進退を知らしめ、以て世人の注意を催すに過ず、然れば氏が我古來の歷朝に就き、支那古今の歷世に就き、統計して試に其平均を取たる如きも亦此類に

外ならずして、學理に基きたる、一の遊戯に過す、然るに氏は此推測の空理を以て、實際も亦然るものと心得たるか、愚も亦甚しきに非ずや、唯愚の甚しきのみならず、其害實に云ふ可からず、如何と云はれは彼スタチスチクスの平均説其空理極めて解し易きが爲に、無學の徒は其實際を知らず直ちに之に雷同し相傳へて多數に及ぼし、其極推算の空理を確實なりと妄信し、却て正實なる我歴史を虚妄となし、遂に我國家を傷くるの恐れ無きに非ず、豈に默許し置べきものならむや、而して其事たる譬へば爰に一百歳の人有りと思はれ、其人に對して汝は自ら百歳なりと云へり、然れども統計法に因るに、凡人世は其平均三十歳を過るものに非ず、之を人世の通率なりとす、然るに汝は既に百歳なりと云ふ、其妄實は甚しきに非ずや、汝既に人世の通率に超たり、宜しく此通率に合ざる七十年を削除すべしと云ふもの有らば、氏は之れを正當なることとするか、氏が説即ち是より愚に非ずして何ぞや、然れども其愚當時は却て之を智なりとし、以て之が雷同者無きを保し難し、豈亦歎息せざるを得むや、

又氏は前に引る那珂氏に同意を表し、書中には、是まで普通の考には、古代の人は壽考からむと思へども、余の考へには古代ほど人壽は短かるべしとも、又上世は智巧の心

神を拮乏する度こそ輕けれども、情慾を恣にし、飲食衛生の不完全なる、天年を短縮するの度甚しかるべし云々とも云ひたるが、余は氏が考には正反對に立ものなり、氏が所謂是まで普通の考をなす一人なり、余は氏等の如く我國の古代を以て野蠻視するものに非ずして、却て我上古は實に思ひもよらざる程に、進歩の世を經過し來れるとを信するものなれども、古代は百事易簡にして、後世の如く煩はしからざりしは、元より云ふを待す、其は支那印度の文物の渡來せざりし以前に在りては、唯本邦固有の事物のみなりしを以ても之を知るべし、然るに氏が説の如く、上世は智巧の心神を拮乏する度は輕さも、情慾を恣にするを以て人壽短く、後世は智巧の心神を拮乏する度は重さも、情慾を制し飲食衛生の完全なるが故に、天年を全ふする者多くして、長壽になりしものとせば、今にても山間僻陬の者は必ず短命にして、都會市街の人士は必ず長命なるべき道理に非ずや、然るに古今の實歴に就て之を徴するに、八九十歳より百歳以上にも至る壽考の者は、山間僻地に多くして、都會市街の者に少きは、何ぞや、若し氏か説の如くなれば、富貴の人は飲食衛生の不完全なきのみならず、情慾をも節すべければ、必ず長命なるべくして、貧賤の者は、之に反すれば必ず短命なるべきに、是亦世間

の實際に質すに、長壽の人は貧賤の者に多くして、富貴の人に少きは、何ぞや、是等の事實を推すに古代の人の壽考にして、後世の人の短命にありしこと、又何の疑ひ有らむ、殊に情慾を恣にするど否との如きは、古今を以て其差別を論すべきに非ず、又飲食衛生の説の如きも、漢洋其説の相反すると夥しければ、是等を以て妄りに人壽の長短を斷定すべきに非ず、彼情慾の如きは、智巧の發達に相伴ふて、口には節慾の理を喋々するも、内行には益之を恣にするには非ざるか、既に今日の如き、表には品行方正の假面を装ひて、裏に數妾を蓄へ、甚しきは園女を持ち、或は遊郭に狂ふ類ひも、有るよしの耳朶に觸るること無きに非ず、又飲食衛生の如きも、其説の極めて緻密になりしにも拘はらず、胃病を患ふる者の數多きは、抑、何に原因するか、余は是等の事實に照して決めて、氏が説の妄なるを知るなり、唯に余が氏の説の妄なるを知るのみならず、恐くは、氏も亦自ら其妄なるを知らざるに非ざるべし、氏か知て之を云へるものは、氏は唯異説を好む人なれば、其事實に合ふを主とせず、彼普通の説に異あるを喜びて、之を云るに過ざるなるべし、

○以上述る如くなれば、余は氏が妄想に過ざる人世の通率なるものを以て我古代の

歷朝の御治世を制去るの説は、徹頭徹尾其妄説なるを斷言するあり、而して氏は支那及び韓地等の書に依て之が證となし、以て我古代の歴史を是非せむとすること常あるが、我古代の人壽の長かりし事は、支那の古代に於て之れを證明し有るは、氏は何と見たるか、其は魏志は西晋の世に陽侯相陳壽が撰述せる書なり、而して陳壽は、即ち晋の元康七年を以て、六十五歳にて死たる人にして、其元康七年は、我應神天皇の二十八年に當れば、此書は仁德天皇の元年よりは、猶二三十年以前に成りたるものなり、然るに同書の倭人傳に本邦人の壽命の長き事を記して、人性嗜酒、見大人所敬、但搏手以當跪拜、其人壽考、或百年、或八九十年とも、又其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂相攻伐、歷年乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼、云々とも有る、此卑彌呼は神功皇后を稱し奉れること勿論なれば、其前の以男子爲王、住七八十年と云へるは、仲哀天皇に當るべきなれども、仲哀天皇は御治世僅かに九年にして、住七八十年と云へるに合ざれば、何如あらむと云に、其前の成務天皇は、御治世六十一年なりしかば、或此成務天皇の御治世六十一年に、仲哀天皇の九年を合すれば、七十年となるを相混じて、御一世の如く聞傳へ誤りて、斯く記したるにも有らむか、此御世頃に倭國亂相攻伐など云ふことは、極めて

有ること無れば、是等は全く傳聞の謬りあること云ふまでも無れど、其人壽考或、百年或、八九十と云へるは、本邦人の總て長壽なりしを聞傳へ、また以男子爲王、住、七八十年と云へるも、天皇の御治世の長かりしを聞傳へて記したること疑ひなし、然れば陳壽が此明治二十五年よりは凡一千六百有餘年の古代に於て、然も我國ならぬ支那の西晋の世に斯く記したるは、是より凡四百二三十年後なる、我元正天皇の養老四年に日本書紀を撰ばれし、舍人親王の苞且を受けて、我古代の人壽の長かりし事を記せるにも非ざるべければ、我古代の歷朝の御治世の長かりし事、及び其時代には、特り皇室の御歷世のみならば、本邦總ての人壽の長かりし事を證するに足るに非ずや、○又後漢書は、宋宣城太守范曄が撰ぶ所にして、范曄は宋文帝の元嘉廿二年叛を謀りて誅に伏したる由其傳に見えたれば、魏志よりは凡百五六十一年後に成し書なり、然れども宋文帝の元嘉廿二年は、我允恭天皇の三十四年に當りて、是亦此明治廿五年よりは、一千四百四十八年の昔にして、後漢書も猶其以前に成し書なり、然るに同書の東夷傳にも亦本邦人の壽命の長かりし事を記して、俗皆徒跣以踰踞爲恭敬、人性嗜酒、多壽考、至百餘歲者甚衆と有るは、氏の之を何と見たるか、此後漢書も我日本書紀の撰有り

しよりは、猶凡二百八九十年の昔に成たるものなり、猶此外唐太宗世民の撰に係る、晋書の夷列傳にも、我國の事を云ひて、但計秋收之時、以爲年紀、人多壽、百年或、八九十と載せ、又唐崇賢館學士李延壽が撰びたる、南史の列傳夷貊の下にも、人性皆嗜酒、俗不知正歲、多壽者、或至八九十、或至百歲と云ひ、又唐散騎常侍姚思廉が撰びし、梁書の列傳諸夷の内なる東夷の條にも、南史の列傳と同文を載せたり、此外杜佑の通典を始め其他にも本邦人の壽考あることを擧たるもの支那籍に往々尠からず、其内晋書以下の諸書に之を云へるは、或は魏志及び後漢書等の説を受けて之を載せたるにも有べけれど、我古事記日本書紀撰定より數百年以前に成し支那の歴史に、斯くまでも本邦古代人の壽考なりし事を列擧し有るは、是即ち我上世歷朝の御治世の長かりしを徵するに足る確證にして、氏が紀年短縮の妄説をば、一擊以て之を粉碎するに餘りある鏡鑑に非ずや、氏之を何と加する

2/106

明治廿五年七月十五日印刷
全 年全月廿五日出版

著 者 宮 地 巖 夫

赤坂區靈南坂町十六番地

發 行 者 川 崎 又 次 郎

麴町區平川町五丁目十六番地

印 刷 者 平 松 寬 三

麴町區隼町二十二番地

發 兌 國 光 社

麴町區平川町五丁目十六番地

| |
|-----|
| 33 |
| 393 |

